令和8年11月17日
第3回青森県障がい者施策推進協議会

資料2−4

あおもり障がい者プラン2027（仮称）

- 第5次　青森県障がい者計画
- 第8期　青森県障がい福祉計画
- 第4期　青森県障がい児福祉計画

素　案

※第８期計画青森県障がい福祉計画、第４期青森県障がい児福祉計画にかかる記載内容は現時点の案です。
今後、市町村との調整等により、内容を見直すことがあります。

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

知事巻頭言

目 次

Ⅰ 計画の策定にあたって 1
Ⅱ 障がい者を取り巻く現状 5
Ⅲ 基本理念と施策の体系 25

第5次青森県障がい者計画（R9～R14）

Ⅳ 施策の展開 28
1 障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する取組 28
(1) 啓発 28
(2) 差別の禁止及び差別に関する相談体制の整備等 30
(3) 合理的な配慮の提供 32
2 障がい者の自立や社会参加に向けた取組 34
(1) 生活支援の充実 34
(2) 福祉サービスの充実 38
(3) 医療の給付等を要する障がい者への支援 42
(4) 障がい児への支援 47
(5) 医療的ケア児等への支援 50
(6) 生活環境の充実 52
(7) 情報の円滑な取得及びコミュニケーション手段の充実 55
(8) 災害時等における支援 59
(9) 学校教育の充実 62
(10) 雇用及び就労の促進 65
(11) 障がい者スポーツの推進 69
(12) 文化芸術活動の推進 71

第8期青森県障がい福祉計画・第4期青森県障がい児福祉計画（R9～R11）

Ⅴ 成果目標と推進方策 74
Ⅵ 成果目標達成のための活動指標 101
Ⅶ 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の養成 121
Ⅷ 地域生活支援事業等 127

Ⅰ　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景

本県では、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とする「第4次青森県障がい者計画」に基づき、障がい者に関する各種施策を進めてきましたが、この間、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

国の動きとしては、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定され、令和6年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正により行政機関等に加えて事業者にも障がい者への合理的配慮の提供が義務付けられました。
令和7年6月には、手話を言語や重要な意思疎通手段と位置づけ、国や地方公共団体による支援や環境整備を総合的に推進するため、「手話に関する施策の推進に関する法律」（手話施策推進法）が公布・施行されました。
さらに、令和8年7月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改正され、令和9年4月から支援の対象が医療的ケアを要する成人や重症心身障がい者にも広がり、18歳以降も切れ目なく適切な保健医療サービスや福祉サービスを受けながら希望する地域で生活できるよう支援が行わなければならないとされました。
また、令和8年9月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）」が発出されました。本ガイドラインで、意思決定支援とは、障がい者が日常生活や社会生活において、自らの意思、選好及び価値観に基づき、迷い、修正を繰り返す過程を含め、その意思（思い）が反映された生活を送ることができるよう、障がい者本人の意思決定を限りなく支えること、特定の場面において本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合には本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行うことであると定義されました。

こうした中、令和8年10月に本県初の全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」が開催されました。全国から約5,500人の選手団が青森県に集い、県内各地で限界に挑むその姿は県民に挑戦する勇気を与え、選手を支える家族、ボランティア、応援する人との絆は県民に感動を与えました。県では、「青の煌めきあおもり障スポ」で育まれた挑戦と絆をレガシーとして将来にわたって引き継ぐため、今後の青森県の障がい福祉の指針となるプログラム条例として「〇〇〇〇〇〇〇（新条例の名称）」を制定し、令和9年4月1日から施行します。

「あおもり障がい者プラン2027」（以下「本計画」という。）は、この条例に基づく施策を具体的に推進していくための実行計画としての性格を有することから、新条例の構成に即した内容となっています。

2 計画の性格と位置付け

（1）本計画は、
・障害者基本法第11条第2項に定める都道府県障害者計画である「第5次青森県障がい者計画」
・障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく都道府県障害福祉計画である「第8期青森県障がい福祉計画」
・児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画である「第4期青森県障がい児福祉計画」
の3計画を一体的に策定するものです。

（2）本県の基本計画である青森県基本計画「「青森新時代」への架け橋」の実現を障がい者施策の視点から推進する計画として位置付けるとともに、「青森県地域福祉支援計画」、「青森県保健医療計画」、「青森県次世代育成支援行動計画（のびのびあおもり子育てプラン）」等と整合性を保ちながら推進を図ります。

（3）障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第9条の規定に基づき、同法の規定の趣旨と整合性を保ちながら、推進を図ります。

（4）本計画は、
・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）第8条の規定に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」
・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）第8条の規定に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
・難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」
として位置付けます。

（5）手話施策推進法第4条の規定に基づき、同法の規定の趣旨と整合性を保ちながら、推進を図ります。

3 計画期間

令和9年度から令和14年度までの6年間とします。

なお、本計画のうち「青森県障がい福祉計画」及び「青森県障がい児福祉計画」に相当する部分は、国の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）の改正に合わせ、3年ごとに見直すこととします。

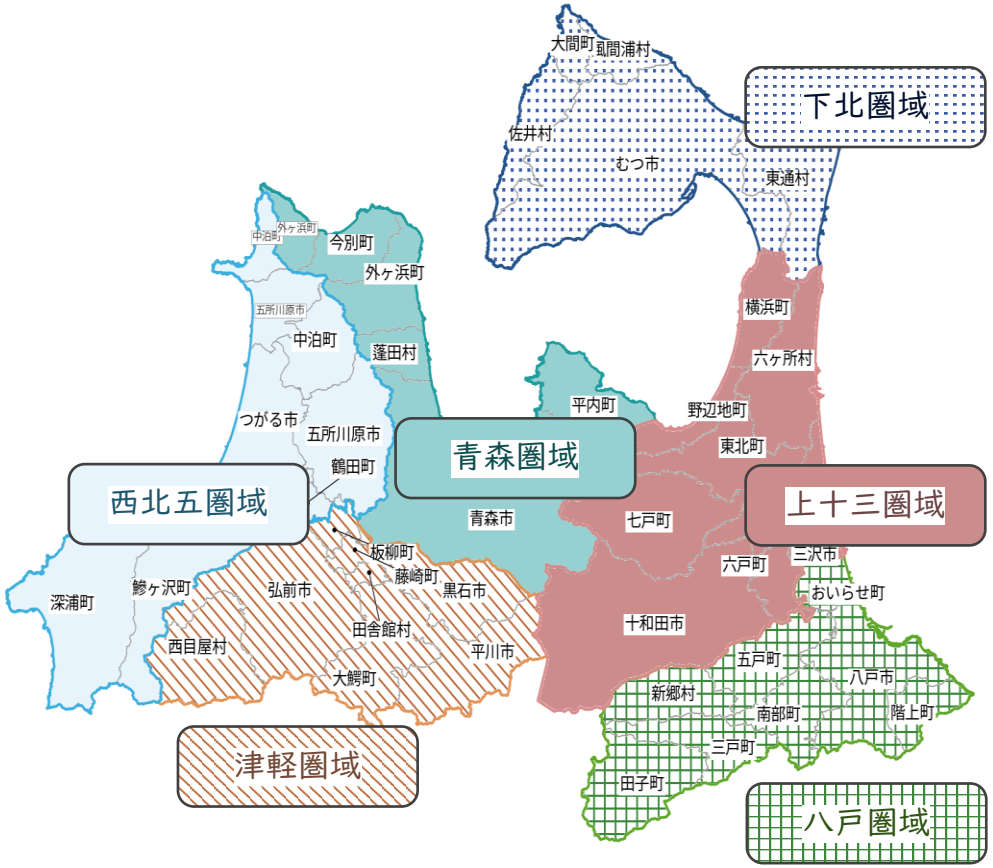
年度	R9	R10	R11	R12	R13	R14
第5次青森県障がい者計画	6年間					
第8期障がい福祉計画／第4期障がい児福祉計画	3年間					
第9期障がい福祉計画／第5期障がい児福祉計画（予定）				3年間		

4 計画策定後の調査、分析及び評価

本計画の推進に当たっては、成果目標、活動指標等について、毎年度、実績を調査し、障がい者施策の動向を踏まえながら分析・評価を行い、青森県障がい者施策推進協議会等の会議において、今後の計画の推進に向けた意見を伺うなど、県民、事業者、関係団体、市町村等の協力を得ながら取り組んでいきます。

5 障がい保健福祉圏域の設定

障がい者の自立及び社会参加を支援する施策の推進に当たっては、市町村が住民に最も身近な立場で的確にそのニーズを把握し、地域での生活を支えるための支援を行っていくことが基本となります。
また、単独の市町村域、複数市町村からなる広域圏域（障がい保健福祉圏域）、県全域のそれぞれが機能分担を明確にし、各種サービスを計画的に整備することにより、重層的なネットワークを構築することが必要です。
このため、二次保健医療圏域との整合性を図りながら、県内に障がい保健福祉圏域を6か所設定しています。
誰もが身近なところで必要なサービスが受けられるよう、各圏域内に個々の事業や施設をバランスよく配置しつつ、推進していきます。

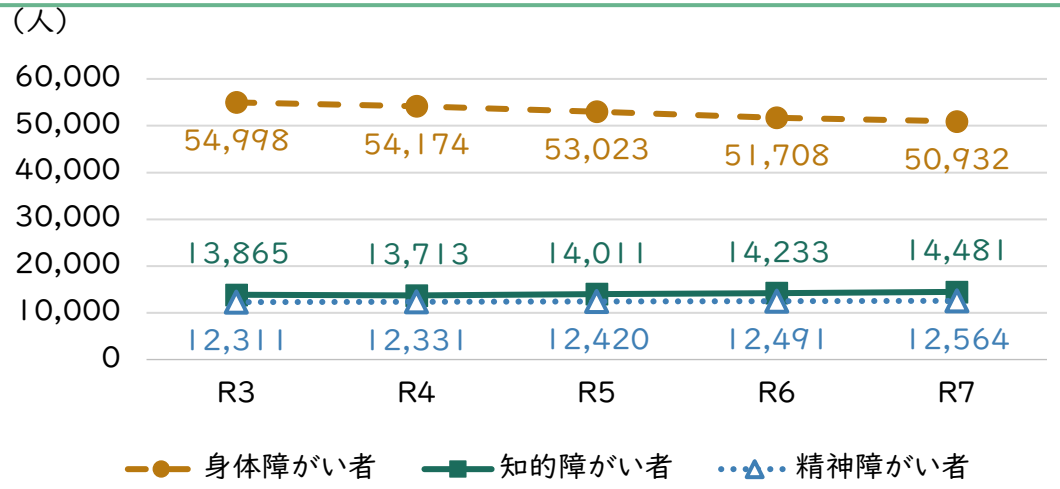


青森圏域	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町 （1市3町1村）
津軽圏域	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町 （3市3町2村）
八戸圏域	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村 （1市6町1村）
西北五圏域	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町 （2市4町）
下北圏域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村 （1市1町3村）
上十三圏域	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 （2市5町1村）

Ⅰ 障がい者数の状況

1 障害者手帳交付数の推移（身体・知的・精神）

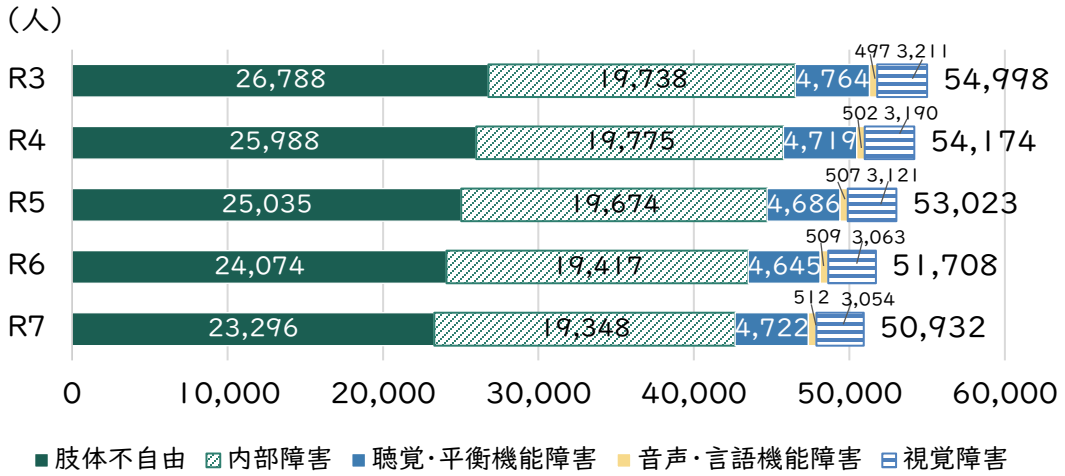
身体障害者手帳交付は減少傾向にある一方、愛護（療育）手帳・精神障害者保健福祉手帳については漸増傾向です。
令和7年度末時点で障がい種別の手帳所持者は身体50,932人、知的14,481人、精神12,564人です。
資料：障がい福祉課調査（各年度末現在）



2 身体障害者手帳 障がい種別内訳の推移

身体障害者手帳交付数を種別に見ると、肢体不自由が最も多いものの、減少が続いています。その他の障がい種別は横ばいで推移しています。

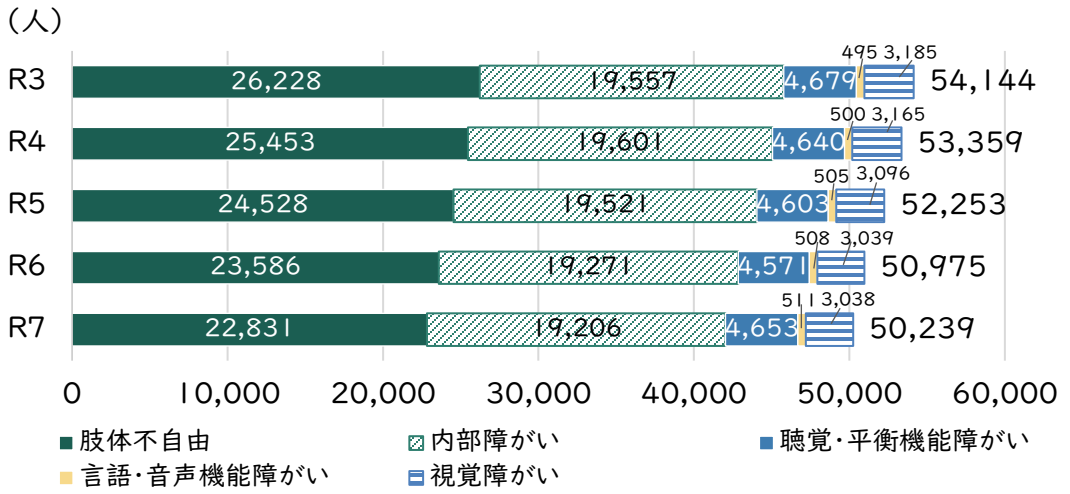
資料：障がい福祉課調査（各年度末現在）



3 身体障害者手帳（18歳以上）の内訳

肢体不自由・内部障がいで全体の8割超を占めます。令和7年度末時点で合計50,239人で、肢体不自由の減少に起因して、全体数が減少しています。

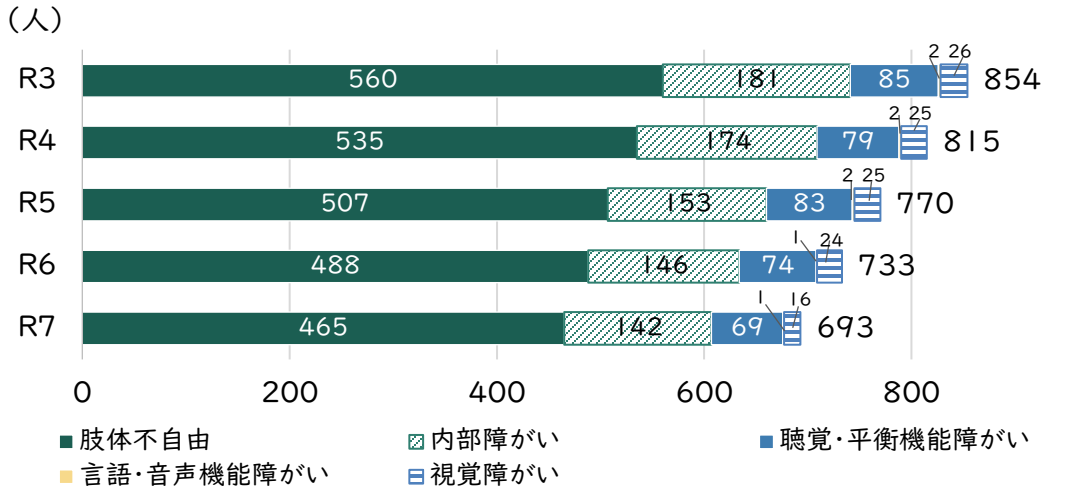
資料：障がい福祉課調査（各年度末現在）



4 身体障害者手帳（18歳未満）の内訳

令和7年度末時点で合計693人で、肢体不自由が最多ですが、18歳以上と同様に減少傾向にあります。

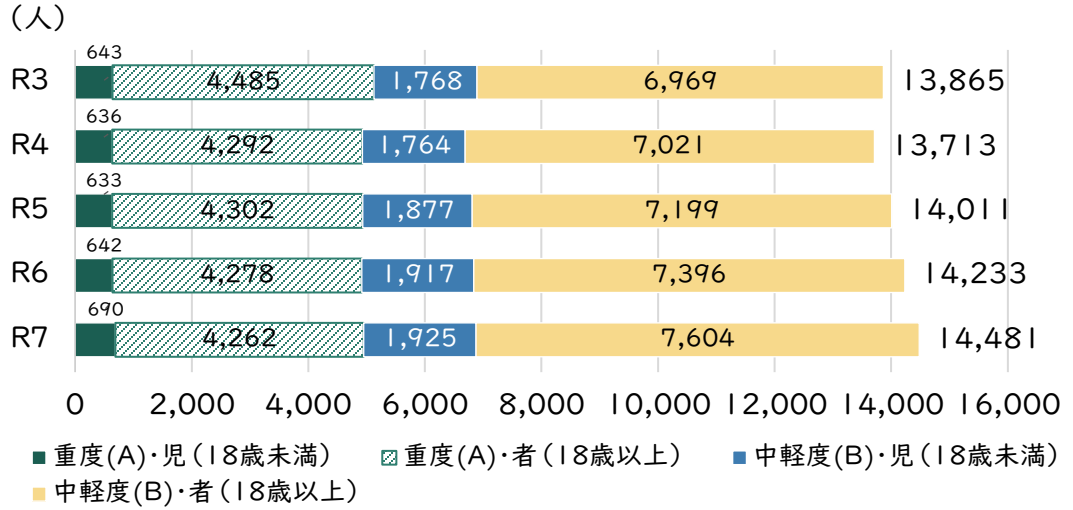
資料：障がい福祉課調査（各年度末現在）



5 愛護（療育）手帳の内訳

重度（A）は知能指数概ね35以下等、中軽度（B）はそれ以外の区分です。中軽度（B）・者（18歳以上）の増加が続く一方、重度（A）はほぼ横ばいで推移しています。

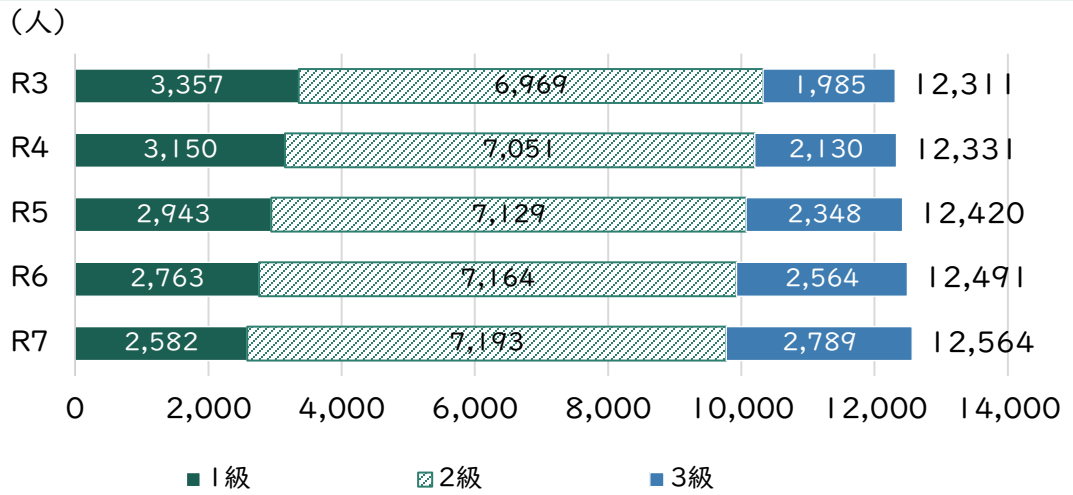
資料：障がい福祉課調査



6 精神障害者保健福祉手帳 等級別交付数の推移

1級（重度）は減少傾向が続く一方、2級・3級は増加が続いています。
2級が最も多く、全体の6割弱を占めています。

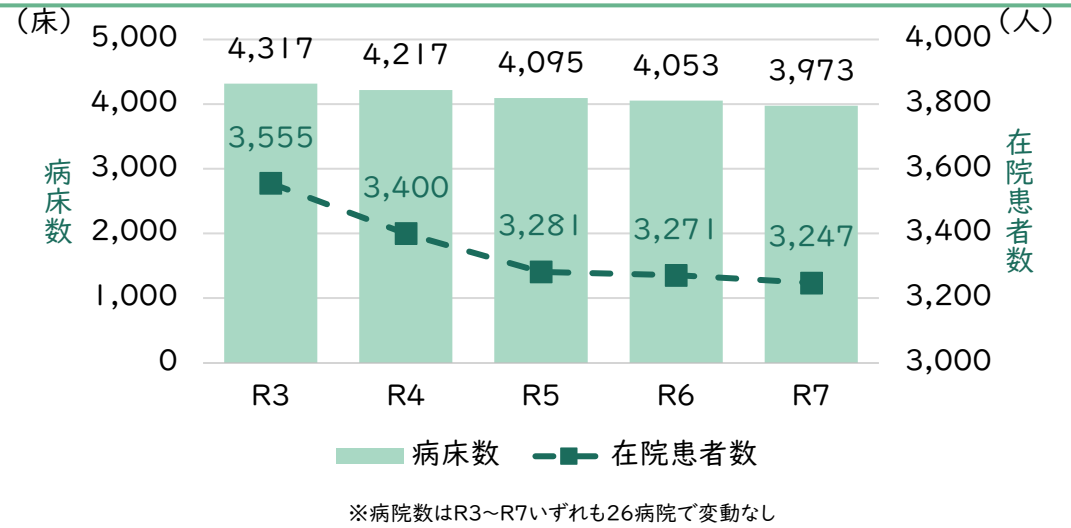
資料：障がい福祉課調査



7 精神科病院の病床数・在院患者数の推移

精神科病院の病床数・在院患者数はいずれも減少が続いています。病床数は令和3年度4,317床から令和7年度3,973床へ、在院患者数は3,555人から3,247人へ減少しています。

資料：障がい福祉課調査（各年12月31日等）

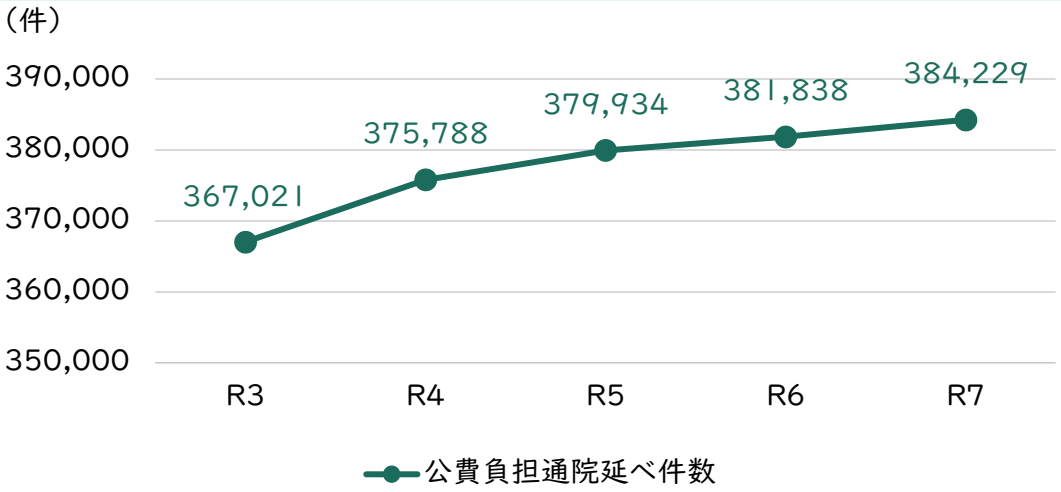


※病院数はR3～R7いずれも26病院で変動なし

8 精神障がい者の公費負担通院延べ件数の推移

精神障がい者の公費負担通院延べ件数は増加が続いており、令和7年度は384,229件となっています。

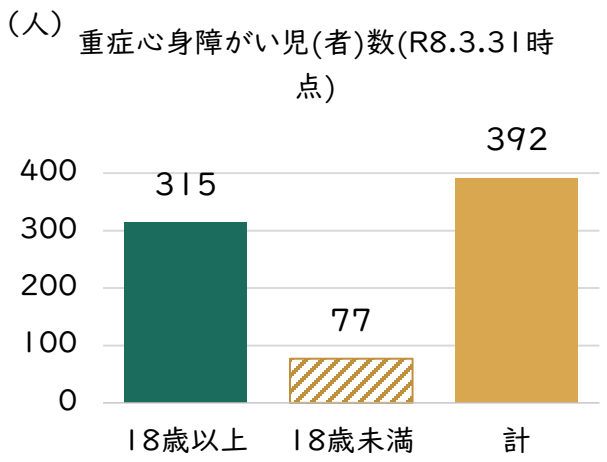
資料：障がい福祉課調査



9 重症心身障がい児（者）・医療的ケア児の状況

重症心身障がい児（者）は392人（R8.3時点）。肢体不自由と愛護手帳重度(A)の該当者（大島分類）。医療的ケア児はR8.4時点196人で最多です。

資料：障がい福祉課調査／市町村実態調査

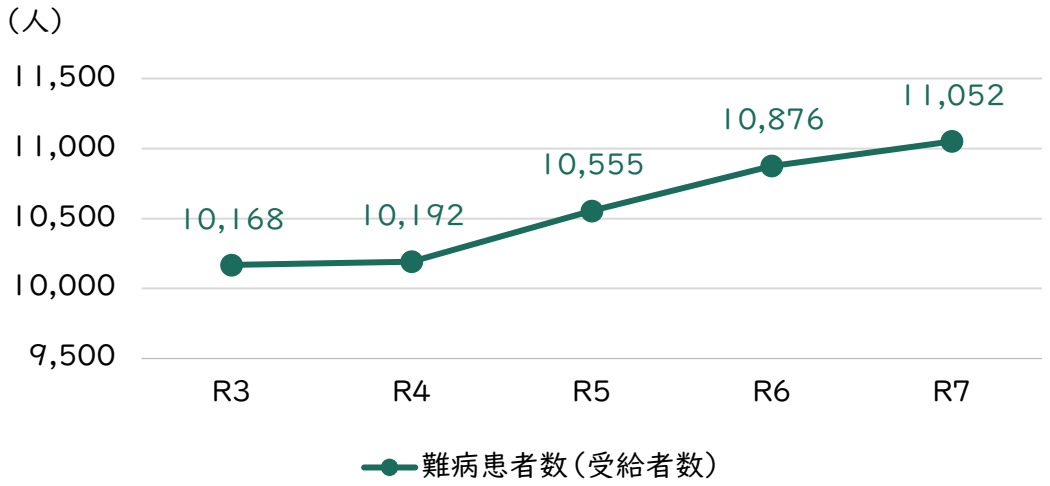




10 難病患者数（受給者数）の推移

難病患者数は増加が続いています。令和7年度は指定難病11,049人、特定疾患治療研究事業3人の合計11,052人です。

資料：健康医療福祉部
「健康医療福祉行政の概要」

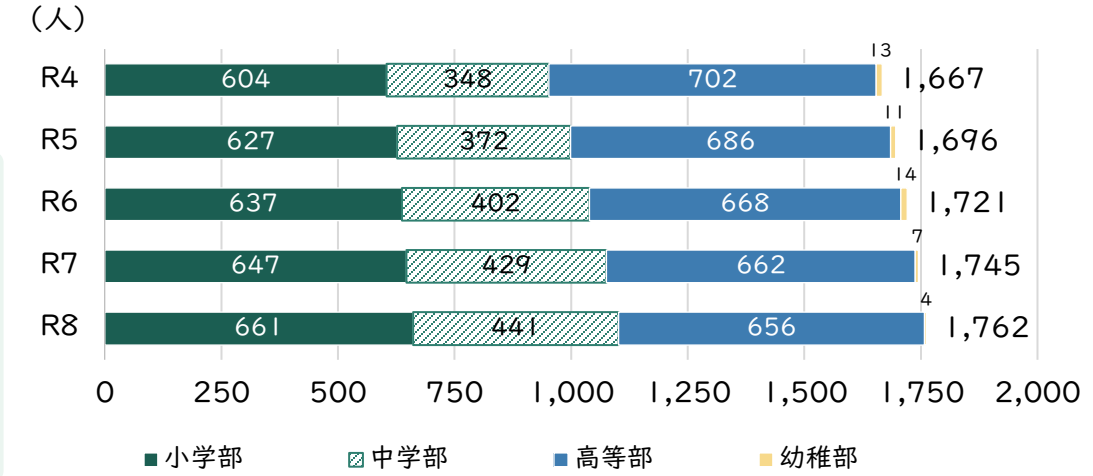


2 教育の状況

1 特別支援学校 在籍者数の推移

特別支援学校の在籍者数（合計）は増加が続いており、令和8年度は1,762人。学部別では小学部・中学部の増加が続く一方、高等部は緩やかに減少しています。

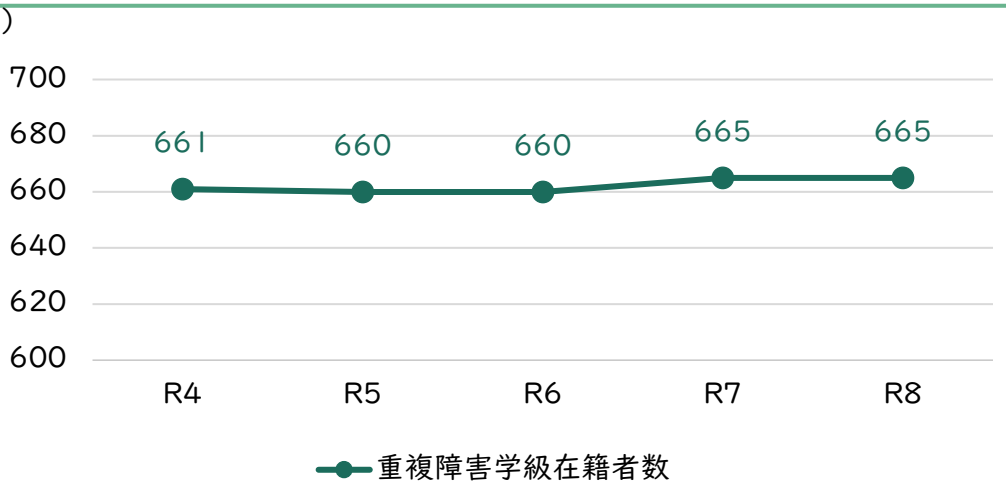
資料：教育庁学校教育課調査（各年5/1現在）



2 特別支援学校 重複障害学級在籍者数の推移

重複障害学級の在籍者数は令和4年度以降660人台で推移しています。

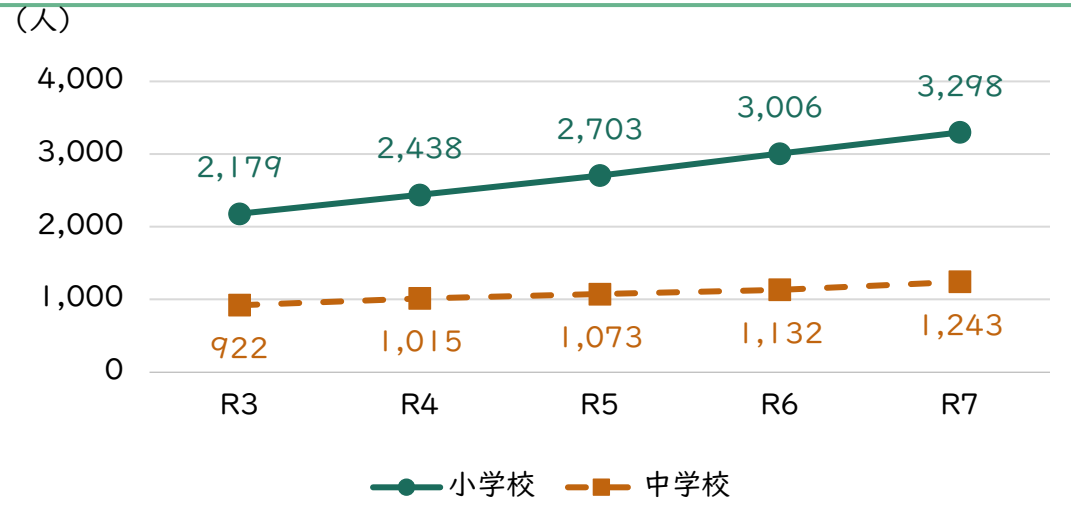
資料：教育庁学校教育課調査（各年5/1現在）



3 特別支援学級 在籍児童生徒数の推移

小・中学校の特別支援学級在籍者数はいずれも大きく増加しています。令和7年度は小学校3,298人、中学校1,243人で、この5年間で小学校で約1.5倍、中学校で約1.3倍に増えています。

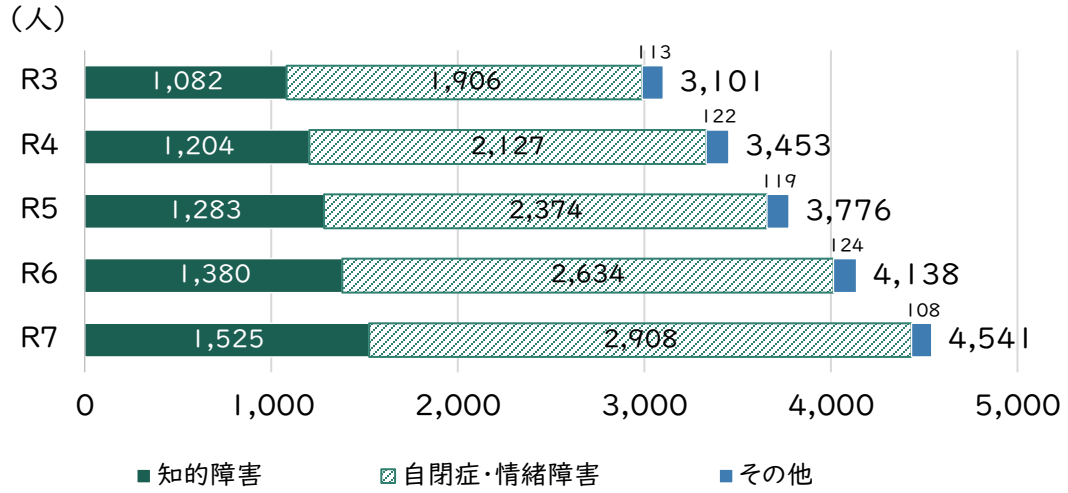
資料：教育庁学校教育課調査（各年5/1現在）



4 特別支援学級 障がい種別内訳の推移

特別支援学級在籍者の内訳をみると、知的障がい、自閉症・情緒障がいが増加傾向です。特に自閉症・ 情緒障がいの増加が顕著で、令和7年度は2,908人と5年間で約1.5倍となっています。

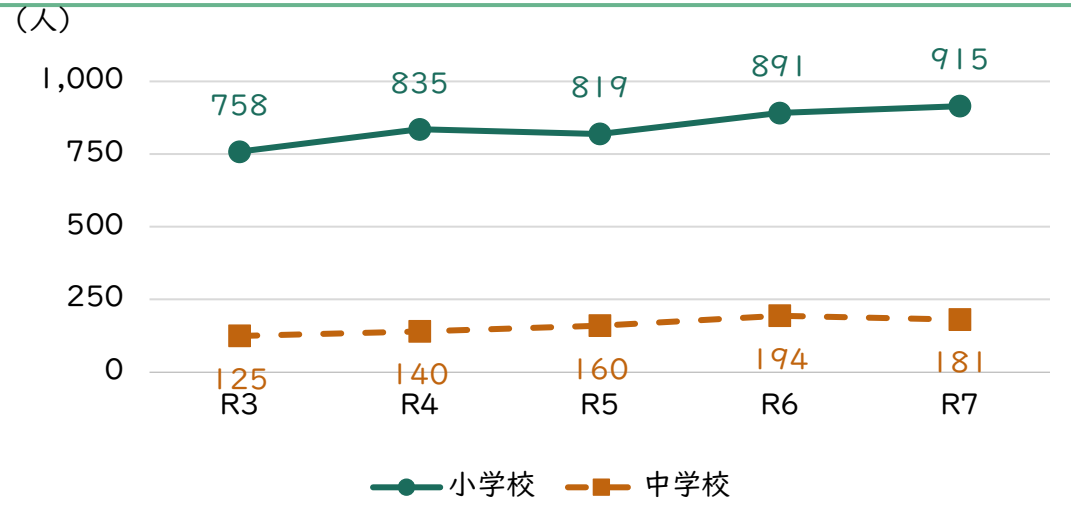
資料：教育庁学校教育課調査（各年5/1現在）



5 通級による指導を受けている児童生徒数

通級指導を受けている児童生徒数は、小学校が令和7年度915人、中学校が181人となっています。令和6年度をピークにやや減少していますが、中長期的には増加傾向です。

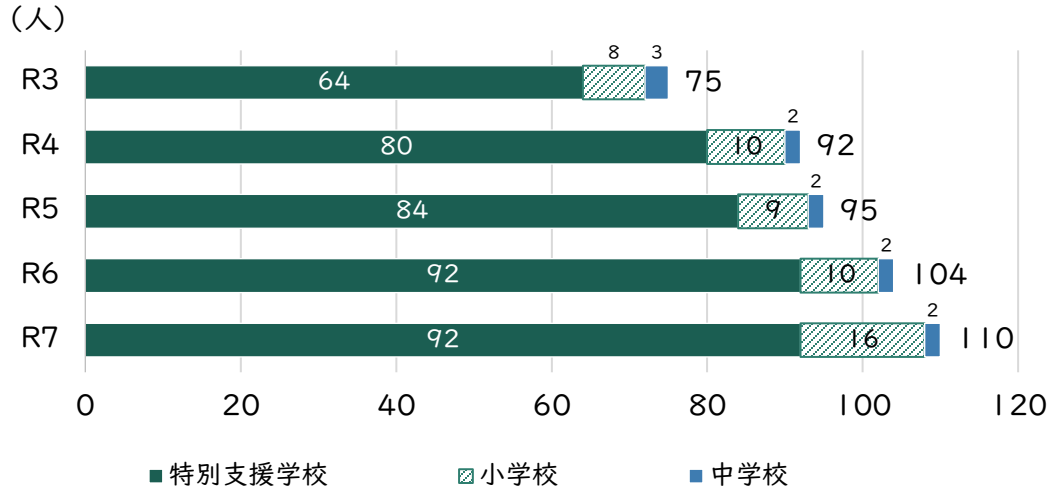
資料：教育庁学校教育課調査（各年5/1現在）



6 医療的ケア児学校在籍者数の推移

医療的ケア児の学校在籍者数は増加傾向にあり、特別支援学校では令和7年度92人、小学校では16人と、直近5年間で最多となっています。

資料：教育庁学校教育課調査（各年5/1現在）

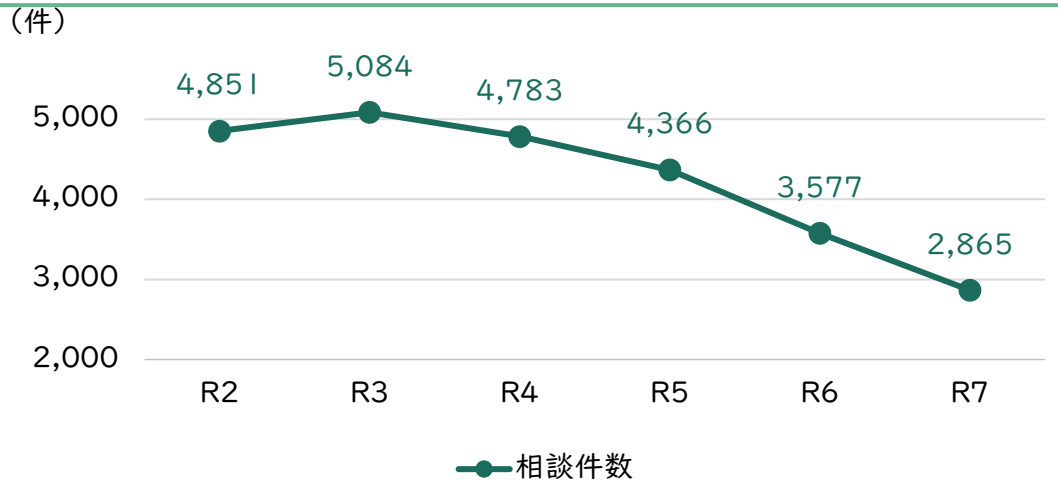


3 発達障がい者等に対する支援の状況

1 発達障がい者支援センター相談件数の推移

発達障がい者支援センターの相談件数は、令和3年度の5,084件をピークに減少が続いており、令和7年度は2,865件となっています。

資料：障がい福祉課調査（各年度）



2 支援実績の内訳（助言・研修等）

助言件数は令和5年度の178件から令和6・7年度は70件台に減少した一方、メンター人数は33人から49人へ増加しています。単位が異なるため表形式で掲載します。

資料：障がい福祉課調査（各年度）

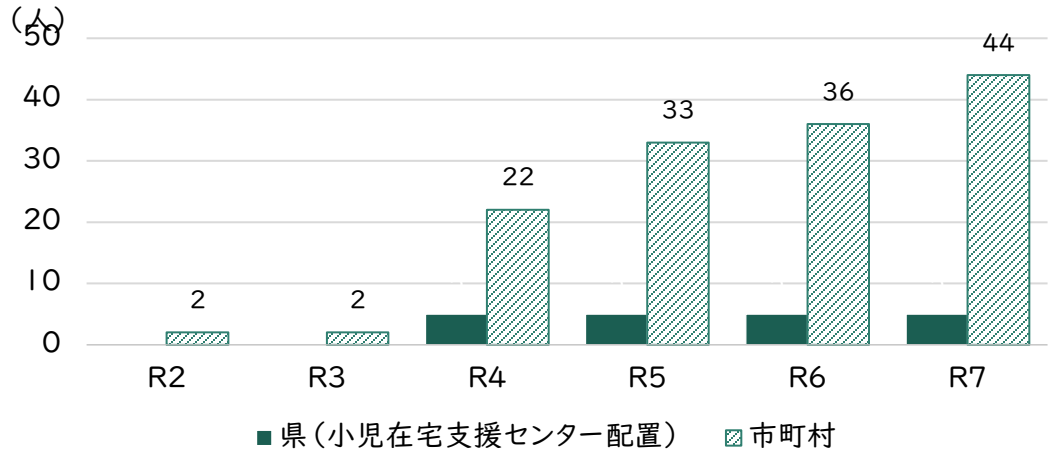
項目	単位	R4	R5	R6	R7
関係機関への助言件数	件	135	178	71	72
研修・啓発件数	件	110	110	105	111
ペアレント受講者数	人	54	27	56	37
メンター人数	人	33	35	47	49
ピアサポート参加人数	人	40	37	22	37

4 医療的ケア児に対する支援体制の状況

1 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数の推移

県の医療的ケア児支援センターのコーディネーターは令和4年度以降5人で推移し、市町村のコーディネーターは令和4年度の22人から令和7年度は44人へと2倍に増加しています。

資料：障がい福祉課調査

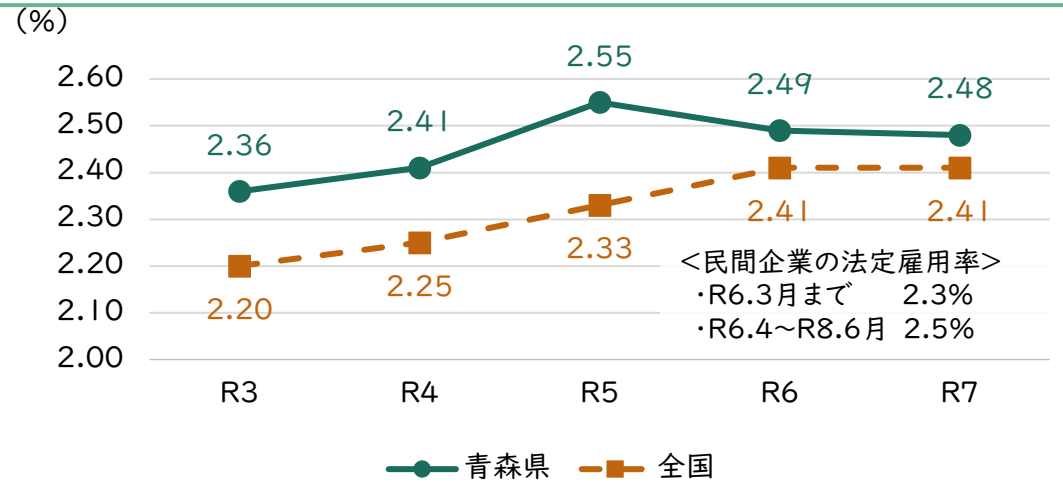


5 障がい者の雇用状況

1 民間企業 実雇用率の推移（全国比較）

青森県の実雇用率は令和5年度2.55%まで上昇した後、令和7年度は2.48%と全国上回って推移している一方で、法定雇用率が 引き上げられた令和6年度以降は法定雇用率を下回っています。

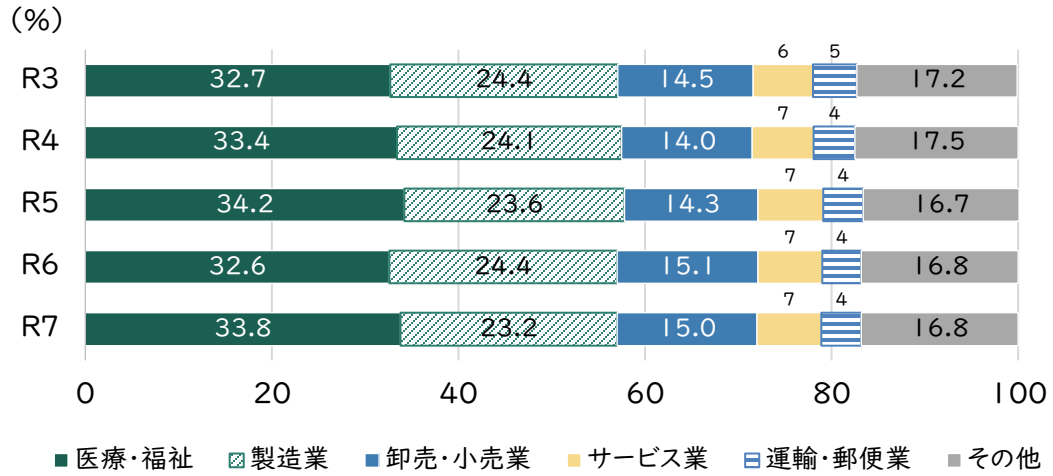
資料：青森労働局「雇用状況の集計結果」



2 産業別障がい者雇用状況の推移

産業別構成比（6分類）では医療・福祉の割合が最も高く、令和7年度は33.8%。製造業（23.2%）、卸売・小売業（15.0%）が続いて います。

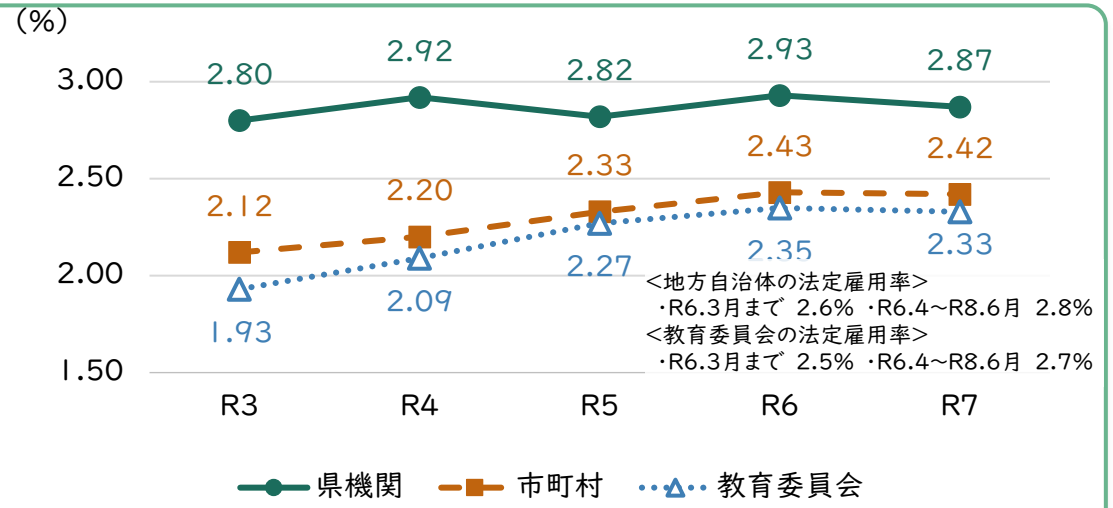
資料：青森労働局「雇用状況の集計結果」



3 地方公共団体の実雇用率の推移

教育委員会・市町村の実雇用率は上昇傾向が続いているものの、法定雇用率には達していません。一方、県機関は2.8~2.9%台で推移しており、法定雇用率を上回っています。

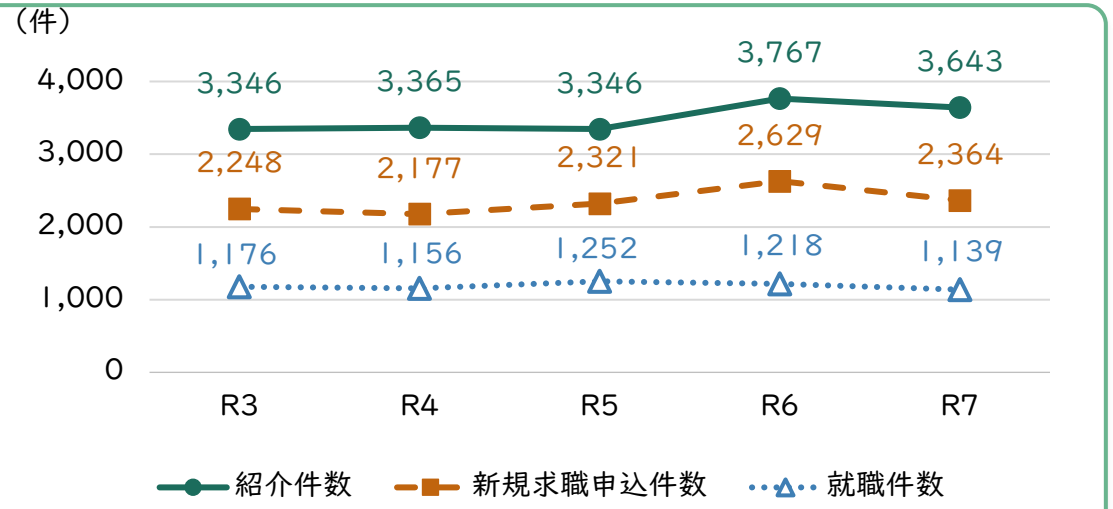
資料：青森労働局「雇用状況の集計結果」



4 障がい者の求職・就職件数の推移

新規求職申込・紹介・就職件数はいずれも増加基調にあります。令和7年度の就職件数は1,139件で、令和3年度から緩やかに増加しています。

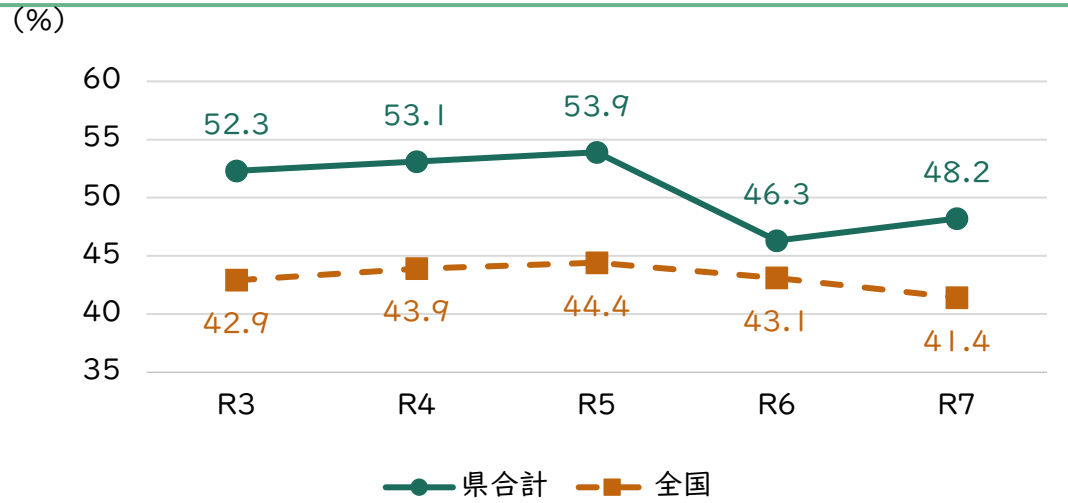
資料：青森労働局提供データ



5 障がい者の就職率の推移（県・全国）

県合計の就職率は全国を上回って推移しています。令和6年度に落ち込みましたが、令和7年度は48.2%まで回復しています（種別内訳は別掲）。

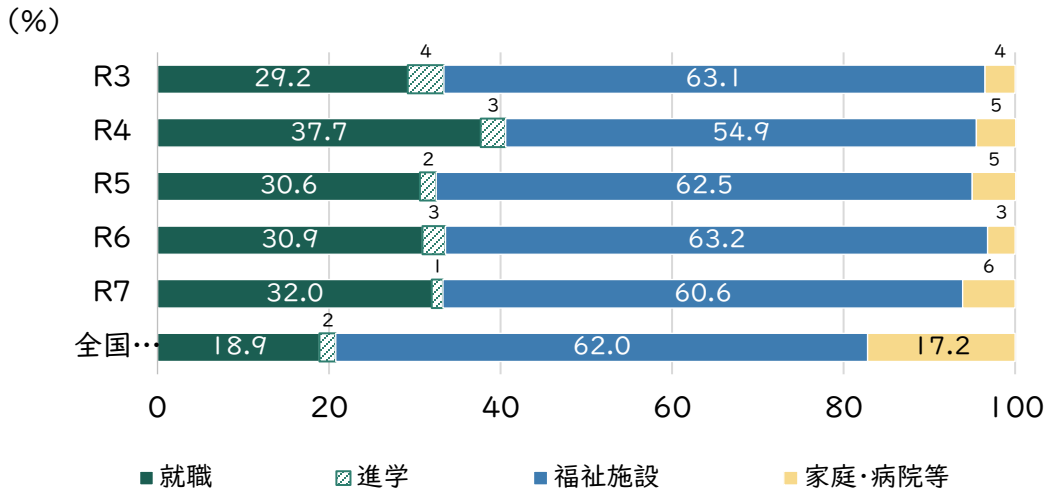
資料：青森労働局提供データ



6 特別支援学校卒業者の進路状況（全国比較）

特別支援学校高等部卒業者は、福祉施設利用が6割前後で推移しています。なお、就職の割合（令和7年度32.0%）は全国（18.9%）を上回っています。

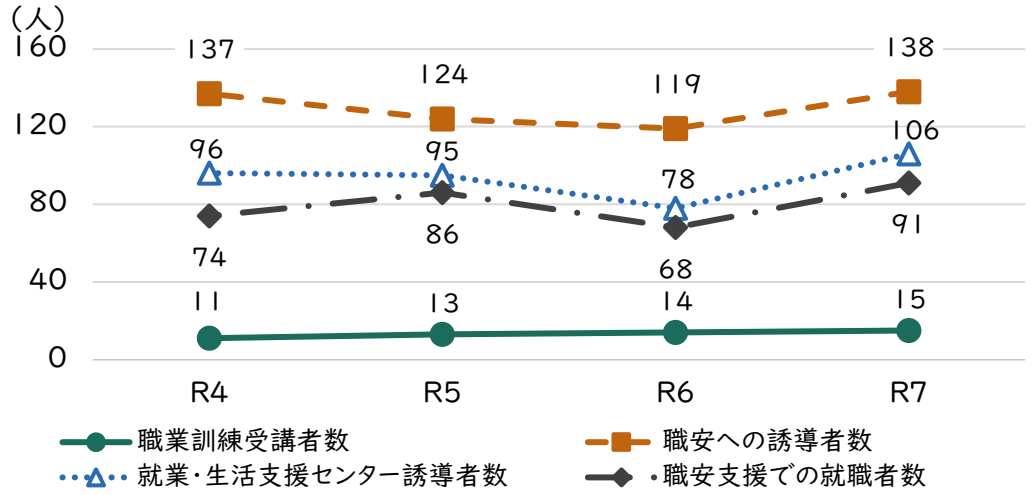
資料：教育庁学校教育課調査
（全国はR7年度参考値）



7 福祉施設から一般就労への移行支援実績

各種支援実績は令和6年度に減少したものの、令和7年度は全項目で増加しました。職安支援での就職者数は令和4年度の74人から91人に増加しています。

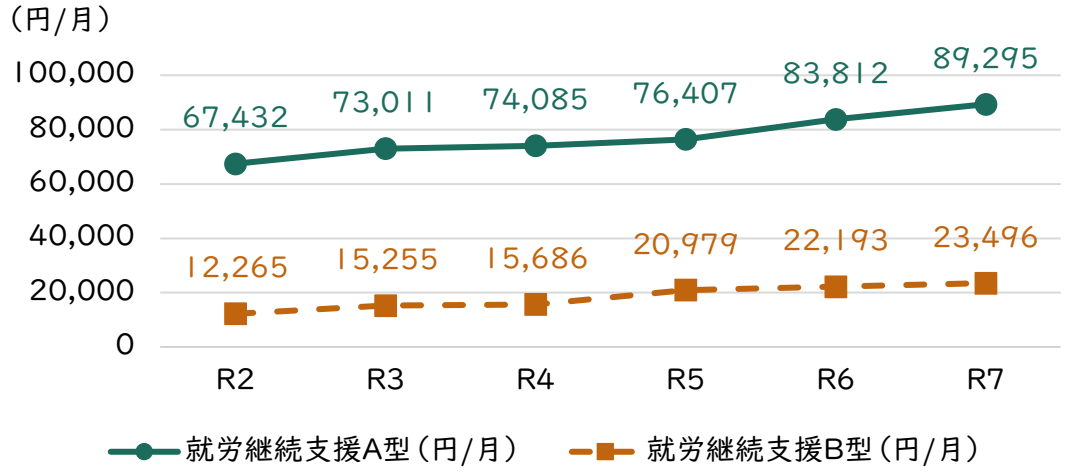
資料：障がい福祉課調査



8 就労継続支援事業所の平均賃金（工賃）の推移

B型の平均賃金（工賃）は増加が続き、令和7年度は23,496円/月と令和4年度の約1.5倍です。A型も令和7年度は89,295円/月と、令和4年度の約1.2倍となっています。

資料：障がい福祉課調査



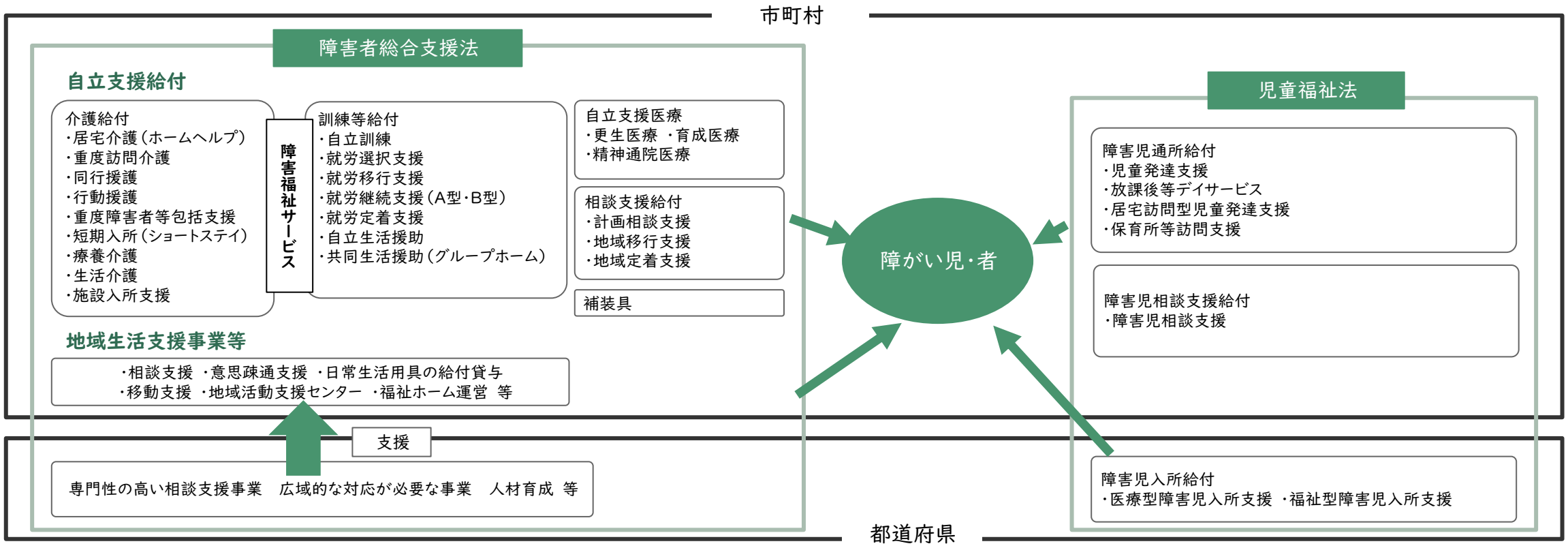
6 障害福祉サービス等の状況

1 障害福祉サービス等の体系

障がい者を支援するサービスには、障害者総合支援法に基づいて個別に支給が行われる「自立支援給付」と、市町村等の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

「自立支援給付」のうち介護給付と訓練等給付を「障害福祉サービス」といい、介護の支援を受ける場合の介護給付と訓練等の支援を受ける場合の訓練等給付とでは、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

また、障がい児を支援するサービスとして、児童福祉法に基づいて行われる障がい児の通所や入所、相談支援に係る給付があります。



2 障害福祉サービス等の種類と内容

【サービスの種類】

介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に、外出に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	日中活動系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	居住系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	日中活動系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援、訓練を行います。
		就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援（A型＝雇用型）（B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	居住系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
		共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行います。

相談支援事業	計画相談支援	障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス利用計画の作成・モニタリングを行います。
	地域移行支援	施設や精神科病院に入所（院）している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行います。
	地域定着支援	地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し必要に応じた相談を行います。
児童福祉法に基づくサービス	児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。また、上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所などに通う障がい児に対し、施設を訪問し集団生活への適応のための支援を行います。
	医療型障害児入所支援	障がいをもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
	福祉型障害児入所支援	障がいをもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児の障害児支援利用計画の作成・モニタリングを行います。

3 障害福祉サービス事業所等の指定の状況（事業所数及び定員数）

［令和8年10月1日現在 / 障がい福祉課調査］

障害福祉サービスの種類	障がい保健福祉圏域						計
	青森	津軽	八戸	西北五	下北	上十三	
訪問系サービス	192	146	115	84	34	81	652
生活介護	47	46	51	22	7	22	195
（定員）	(1,680)	(1,395)	(1,153)	(610)	(220)	(690)	(5,748)
短期入所（医療型）	3	1	2	1	1	2	10
（定員）	2	3	0	0	0	0	5
短期入所（福祉型）	19	32	21	11	11	15	109
（定員）	(44)	(131)	(48)	(43)	(81)	(51)	(398)
療養介護	2		1				3
（定員）	(200)		(100)				(300)
施設入所支援	15	13	11	7	3	9	58
（定員）	(806)	(570)	(512)	(286)	(120)	(499)	(2,793)
自立訓練（機能訓練）	3	0	0	2	0	1	6
（定員）	(90)	(0)	(0)	(24)	(0)	(0)	(114)
自立訓練（生活訓練）	16	5	6	2	2	8	39
（定員）	(304)	(50)	(82)	(16)	(40)	(123)	(615)
就労移行支援	7	8	5	2	2	2	26
（定員）	(80)	(92)	(62)	(12)	(16)	(12)	(274)
就労継続支援A型	15	17	16	5	1	7	61
（定員）	(228)	(289)	(265)	(65)	(30)	(94)	(971)
就労継続支援B型	69	50	79	35	14	45	292
（定員）	(1,388)	(1,007)	(1,648)	(718)	(309)	(938)	(6,008)
就労選択支援	5	3	3	1	1	2	15
就労定着支援	7	0	3	2	1	0	13
自立生活援助	2	1	0	0	0	0	3
共同生活援助	42	45	36	36	3	32	194
（定員）	(959)	(654)	(631)	(420)	(36)	(360)	(3,060)
計画相談支援	45	36	48	25	7	0	161
地域移行支援	17	9	8	9	2	13	58
地域定着支援	17	9	8	9	2	13	58

［令和8年10月1日現在 / 障がい福祉課調査］

障害福祉サービスの種類	障がい保健福祉圏域						計
	青森	津軽	八戸	西北五	下北	上十三	
児童発達支援	52	30	27	12	3	15	139
（定員）	(530)	(282)	(296)	(130)	(30)	(205)	(1,473)
福祉型児童発達支援（センター）	3	5	0	2	1	2	13
（定員）	(44)	(100)	(0)	(25)	(16)	(26)	(211)
放課後等デイサービス	67	56	64	19	7	32	245
（定員）	(700)	(563)	(657)	(210)	(74)	(395)	(2,599)
保育所等訪問支援	15	13	13	9	2	8	60
居宅訪問型児童発達支援	3	1	5	0	0	1	10
福祉型障害児入所施設	2	2	1	1	1	1	8
（定員）	(16)	(20)	(40)	(10)	(30)	(20)	(136)
医療型障害児入所施設	1	0	3	0	0	0	4
（定員）	(120)	(0)	(182)	(0)	(0)	(0)	(302)
障害児相談支援	22	32	40	21	6	22	143

4 障害福祉サービス事業所数の推移

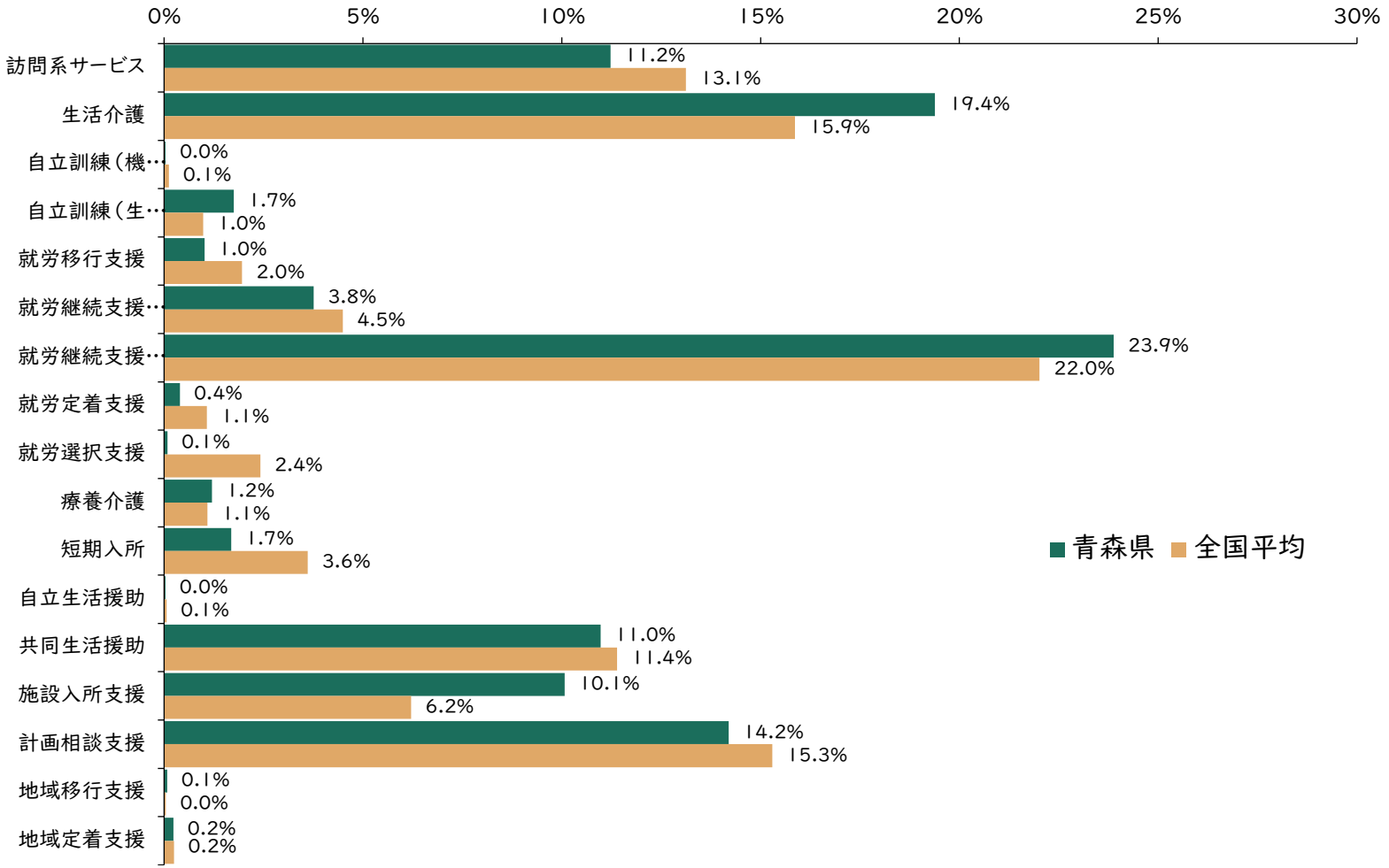
障害福祉サービスの種類	R5.10.1 時点	R8.10.1 時点	増減数	増減率
訪問系サービス	717	652	△ 65	△ 9.1%
生活介護	191	195	4	2.1%
短期入所（福祉型）	101	109	8	7.9%
短期入所（医療型）	6	10	4	66.7%
療養介護	3	3	0	0.0%
施設入所支援	59	58	△ 1	△ 1.7%
自立訓練（機能訓練）	7	6	△ 1	△ 14.3%
自立訓練（生活訓練）	45	39	△ 6	△ 13.3%
就労移行支援	31	26	△ 5	△ 16.1%
就労継続支援A型	85	61	△ 24	△ 28.2%
就労継続支援B型	253	292	39	15.4%
就労選択支援	-	15	15	※1
就労定着支援	9	13	4	44.4%
自立生活援助	2	3	1	50.0%

障害福祉サービスの種類	R5.10.1 時点	R8.10.1 時点	増減数	増減率
共同生活援助	184	194	10	5.4%
計画相談支援	200	161	△ 39	△ 19.5%
地域移行支援	64	58	△ 6	△ 9.4%
地域定着支援	64	58	△ 6	△ 9.4%
児童発達支援	89	139	50	56.2%
福祉型児童発達支援（センター）※2	14	13	△ 1	△ 7.1%
医療型児童発達支援（センター）※2	2	0	△ 2	△ 100.0%
放課後等デイサービス	202	245	43	21.3%
保育所等訪問支援	42	60	18	42.9%
居宅訪問型児童発達支援	5	10	5	100.0%
医療型障害児入所施設	4	4	0	0.0%
福祉型障害児入所施設	8	8	0	0.0%
障害児相談支援	146	143	△ 3	△ 2.1%
計	2,533	2,575	42	1.7%

※1 就労選択支援は令和7年10月に開始されたサービスのため、R5は該当なし。
※2 令和6年4月施行の改正児童福祉法により、福祉型・医療型の類型は一元化された。

5 障害福祉サービスの利用状況

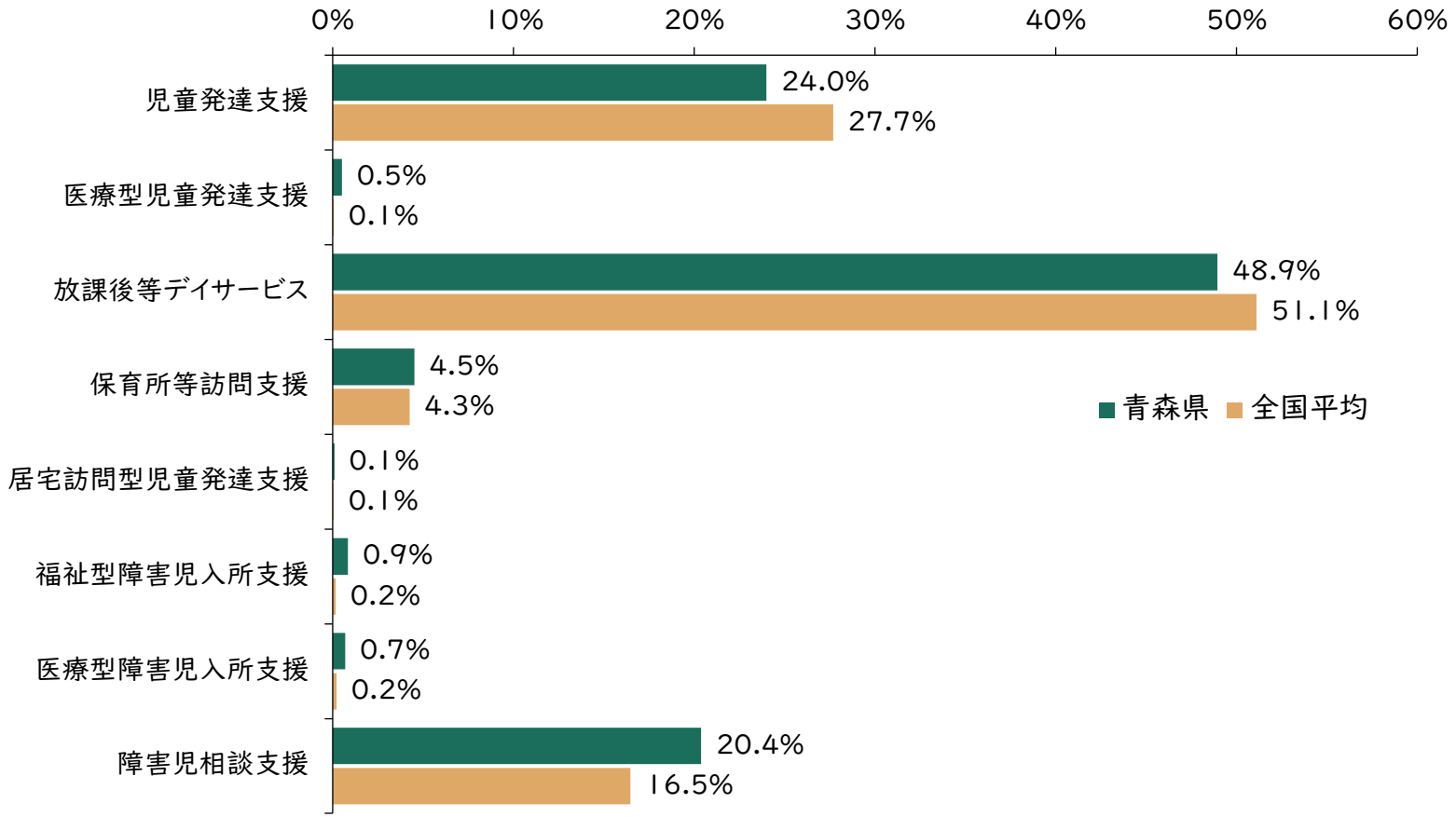
本県の障害福祉サービスの種類別の構成比をみると、全国平均に比べ、訪問系サービス、短期入所の比率が少なく、生活介護及び施設入所支援の比率が多くなっています。
障がい者が地域生活に移行し、家庭やグループホームにおいて自立した生活をするには、居宅介護などの訪問系サービスの充実や、在宅生活において家族の支援が受けられない場合等の支援として短期入所の充実が必要です。



［国保連データ（R8.3）から整理］

6 障害児通所・入所・相談支援の利用状況

障害児通所支援等の種類別の構成比をみると、全国平均に比べ、児童発達支援や放課後等デイサービスの比率が少なくなっています。
障がいのある児童の支援については、発達段階に応じた切れ目のない支援を提供することが重要であり、身近な地域で必要な支援を受けられる障がい児支援の提供体制の充実が必要です。



［国保連データ（R8.3）から整理］

Ⅲ　基本理念と施策の体系

Ⅰ　基本理念

障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会づくりの推進は、全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの認識の下に、次に掲げる項目の実現を目指します。

1　多様性と障がいへの理解

社会は多様な特性を持つ人々で構成されていることへの理解並びに障がい及び障がいのある人に対する理解が深められることを目指します。

2　差別のない社会

全ての県民が、障がいを理由に差別することもされることもない社会の実現を目指します。

3　あらゆる分野への参加

全ての障がいのある人が、自らの意思によって社会、経済、スポーツ、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを目指します。

4　地域社会での共生

全ての障がいのある人が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生できることを目指します。

5　災害時の安全・安心の確保

全ての障がいのある人が、災害その他非常の事態の場合においても地域社会において安全かつ安心な生活が確保されることを目指します。

6　情報・意思疎通の保障

全ての障がいのある人が、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることを目指します。

7　安心して生活・子育てできる環境

全ての障がいのある人及びその家族等が安心して生活を営むことができる環境並びに全ての障がい児を育てる者が安心して子育てできる環境が確保されることを目指します。

8　意思決定の支援

障がいのある人の意思決定に係る支援が行われるに当たっては、その人の意思及び選好が最大限に尊重されるとともに、最善の利益が考慮されることを目指します。

9　多様な主体の連携

県、市町村、県民、事業者、障がい福祉サービス事業者及び障がい者関係団体が相互に連携し、及び協力することを目指します。

2 施策の体系

第4次青森県障がい者計画で定めた8つの施策の柱に着実に取り組んできた実績を踏まえつつ、本計画では新条例の構成に即し、障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する取組として3施策、障がい者の自立や社会参加に向けた取組として12施策の合計15施策に再編して実施することとします。

1 障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する取組	(1)県民及び事業者への啓発 <第9条>	(2)差別の禁止及び差別に関する相談体制の整備等 <第10条・第13条>	(3)合理的な配慮の提供 <第11条・第12条>
2 障がい者の自立や社会参加に向けた取組	(1)生活支援の充実 <第14条>	(2)福祉サービスの充実 <第15条>	(3)医療の給付等を要する障がい者への支援 <第16条>
	(4)障がい児への支援 <第17条>	(5)医療的ケア児等への支援 <第18条>	(6)生活環境の充実 <第19条>
	(7)情報の円滑な取得及びコミュニケーション手段の充実 <第20条>	(8)災害時等における支援 <第21条>	(9)学校教育の充実 <第22条>
	(10)雇用及び就労の促進 <第23条>	(11)障がい者スポーツの推進 <第24条>	(12)文化芸術活動の推進 <第25条>

＜ ＞は新条例の該当する条項

第5次青森県障がい者計画
（R9～R14）

Ⅳ 施策の展開

Ⅰ 障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する取組

（1）啓発

現状と課題

内閣府が令和4年に行った「障害者に関する世論調査」によると、障がいの有無にかかわらず互いに尊重し合う「共生社会」という考え方を知っている人は48.5%、「言葉だけは聞いたことがある」人は31.5%にとどまっています。さらに、障がいのある人を手助けした経験が「ない」と答えた人にその 理由を聞いたところ、「困っている障がい者を見かける機会がなかったから」が79.4%と最も高く、障がいのある人と接する機会自体が乏しいこと等が理解不足の背景にあることがうかがえます。

このような状況を踏まえ、あらゆる機会をとらえて広報・啓発の充実による障がい・障がい者への県民理解の促進を図るとともに、障がいのある人とない人が触れ合う機会の創出、各種委員会に障がい者本人を含める等障がい者の意見を聞く機会や、各種イベント等に障がい者が参加できる環境を整えていくことが必要です。

基本的方針

○ 県民一人ひとりが、障がいの有無に関わらず、ともに支え合い、人と人との「つながり」が生まれる「地域共生社会」の実現に向け、障がい・障がい者に対する県民理解を促進するための各種取組を推進します。

主な取組

※各施策の冒頭に載せている条文は、新条例案の該当条文です。

第九条（啓発）

県は、共生社会づくりについての県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

①障がい・障がい者への理解促進

①-1　ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発を図ります。

①-2　県・市町村職員に対する新採用職員研修等での理解促進に取り組むとともに、出前トーク等を活用し企業における理解促進を図ります。

①-3　ボランティア活動を通じて、障がい者と関わる機会を設け、障がい・障がい者への理解促進のための取組を推進します。

①-4　障がい者に対する偏見や差別を解消し、社会参加を促進するため、家族会や当事者の会の活動を支援するとともに周知の充実を図ります。

②障害者週間（12月3日～9日）をはじめとした広報・啓発活動

②-1　障がい・障がい者への理解を促進するため、障害者週間に合わせて、内閣府との共催による作文・ポスターの募集により、普及啓発を図ります。

②-2　障害者週間に合わせた事業、福祉教育の推進等により、障がい者に対する県民の意識啓発のための取組を推進します。

②-3　福祉意識の高揚や人権尊重の意識を普及、促進するため、テレビ、ラジオ、各種広報紙、さらにはインターネットなどによる広報活動を展開し、県民の福祉活動への理解と参加のための取組を推進します。

②-4　障がい者本人の意見を施策へ反映させるため、障がい者に直接関わる各種審議会等委員への障がい当事者、その家族の参画を推進します。

(2) 差別の禁止及び差別に関する相談体制の整備等

現状と課題

内閣府が令和4年に行った「障害者に関する世論調査」によると、「障害を理由とする差別や偏見がある」と答えた人が88.5%という結果となっている一方、「障害者差別解消法」を知っていると答えた人は24.0%にとどまり、法の周知が十分に進んでいない状況にあります。

令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が努力義務から法的義務へと強化されており、県民・事業者双方に対する法の周知や、障害を理由とする差別の禁止についての理解促進が急務となっています。

このような状況を踏まえ、障害を理由とする差別の禁止に関する広報・啓発の充実を図るとともに、障がい者からの相談に的確に対応できる体制の整備・充実を進めていくことが必要です。

基本的方針

○ 障害を理由とする差別を解消するため、国や市町村、関係団体と連携し、障害者差別解消法の一層の周知を図るとともに、障がい者差別に関する相談窓口の普及啓発を推進します。

○ 障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、権利擁護に関する広報・啓発を行うとともに、相談支援体制の適切な運営を推進します。

主な取組

第十条（差別の禁止）

何人も、障がいのある人及びその家族等に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第十三条（障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の整備等）

県は、障がいのある人及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるようにするため、その相談に対応するための窓口の設置、人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制を整備するものとする。

①障がいを理由とする差別に関する相談体制の整備

①-1　障がいを理由とする差別及び人権侵害の防止に向け、国・市町村・関係団体と連携しながら障害者差別解消法及び障がい者差別相談窓口の周知を図ります。

①-2　障がいを理由とする差別及び人権侵害の防止に向け、県及び各市町村の相談窓口における相談者への助言・情報提供や相談支援体制の整備・充実に取り組むとともに、相談に対応する人材の育成及び確保を図ります。

(3) 合理的な配慮の提供

現状と課題

令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供が法的義務へと強化されました。

内閣府が令和4年に行った「障害者に関する世論調査」でも、必要な配慮や工夫が行われなかった場合に「障害を理由とする差別」に当たる場合があると思うと答えた人は64.7%にとどまっており、事業者における合理的配慮の理解促進と、具体的な提供体制の整備を図ることが必要です。

基本的方針

○ 令和6年4月の改正障害者差別解消法による事業者の合理的配慮提供の義務化について、事業者・県民への周知を図ります。

○ 行政機関や事業者が的確に対応できるよう、合理的配慮に関する理解促進と提供体制の整備を進めます。

主な取組

第十一条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

県及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

①合理的配慮の提供に向けた環境整備

①-1　障害者差別解消法に基づき、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を進めます。

①-2　行政機関の職員等に対し、外見からは分かりにくい障がいの特性や複合的に困難な状況に置かれた障がい者に求められる配慮を含めた研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

①-3　県職員に対しては、県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、新任職員向けの内部研修等を実施し、障がい者に対する理解の促進と適切な対応ができる環境整備を推進します。

第十二条（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）

県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者（当該障がい者が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がい者の家族その他の関係者を含む。）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合においては、建設的対話（当該意思の表明に係る社会的障壁の除去の実施に向けてその方法等について対話することをいう。）をするよう努めなければならない。

2 前項の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

②合理的配慮の提供

②-1　県が主催する会議や各種行事等に参加しやすい環境づくりのため、参加者の障がい特性に応じて、意思疎通支援者の派遣、資料の点訳や電子データ（テキスト化）等の合理的配慮の提供を行います。

②-2　国及び県が執行する選挙において、障がい者が円滑に投票できるよう、市町村に対して投票所のバリアフリー化、車いす用投票記載台・点字器・拡大鏡等の整備を働きかけるとともに、市町村と連携して代理投票制度の周知を図ります。

②-3　県が実施する資格試験において、受験者の障がい特性に応じた合理的配慮の提供に努めます。

2 障がい者の自立や社会参加に向けた取組

（1）生活支援の充実

現状と課題

ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図るとともに、NPO等による社会貢献活動の促進や障がい者の権利擁護を推進し、地域生活を支援する必要があります。

基本的方針

○ 障がい者が、地域で安心して暮らすことができるようにするため、市町村における保健・医療・福祉等の各種サービスの一体的かつ広域的な提供体制の構築を推進します。また、福祉サービス等の利用者の利便性を向上するため、市町村における総合相談窓口の適切な運営やサービス利用手続きの簡素化を推進します。さらに、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質の向上を図るため、サービス内容を客観的に評価し、公表する第三者評価機関による評価体制の適切な運営を推進します。

○ 障がい者が地域で安心して生活できるようにするため、障害福祉サービス制度とともに、地域生活の支援に必要なサービスの充実を図ります。また、障がい者の日常生活や社会生活における利便性を高め、経済的負担の軽減を図るため、相談・生活支援や情報提供支援を行う体制の適切な運営を推進するとともに、医療費助成や福祉用具の給付、各種手当の支給等を適時適切に行います。

○ 精神障がい者が地域で安心して暮らしていくことができるようにするため、国が推進する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。また、県民を対象とした自殺対策や「ひきこもり」支援対策として、こころの健康づくりのための相談体制の適切な運営等を推進します。

○ 社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質に対する利用者等からの苦情相談を解決するため、第三者機関による苦情相談解決体制の適切な運営を推進します。

主な取組

第十四条（生活支援に関する施策）

県は、障がい者が地域社会において自立した生活を営むことができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

①利用者本位の生活支援体制の整備

①-1　市町村における地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る取組を推進します。

①-2　精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、国が推進する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

①-3　地域で生活を営む精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や交流活動を行うことにより、精神障がい者の地域移行と自立を支援します。

①-4　一つの窓口、一度の手続きで行政サービスを受けられる「ワンストップサービス」に取り組むよう市町村を支援します。

①-5　行政手続オンライン化の推進により、各種サービスの利用手続きの簡素化に取り組みます。

①-6　障がい者、その保護者、介護者などの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助に取り組みます。また、県及び市町村において、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を推進します。

②権利擁護・苦情相談解決体制の充実

②-1　知的障がい者など判断能力が不十分な人の権利を守り、自立した生活を支えるため、「青森県地域福祉権利擁護センター」等が実施する日常生活自立支援事業の充実を図るなど、支援体制の充実を推進します。

②-2　保護者の高齢化等に対応するため、成年後見制度の利用促進について普及啓発を図るとともに、本人の意思決定を支援します。

④地域生活支援サービスの充実

④-1　在宅の障がい者が、積極的に社会参加し、生活の質を高めることができるよう、福祉展や福祉大会の開催を支援するほか、障がい者の自主的な活動を支援するなど社会参加の促進を図ります。

④-2　市町村が実施する補装具・日常生活用具の給付等を支援し、身体障がい者等の社会参加の促進を図ります。

④-3　重度・重複障がい者（盲ろう者等を含む）、強度行動障がい者等への支援のあり方の検討を推進します。

④-4　市町村地域生活支援事業の相談支援事業の活用や身体障害者相談員・知的障害者相談員の配置等により、身近な地域において、障がい者に対する総合的な相談・生活支援・情報提供を行う体制の整備を支援します。

④-5　社会福祉事業者によるサービス内容の情報の提供の促進を図ります。

④-6　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づく、居住支援法人、居住支援協議会等と連携を図るとともに、自立生活援助と居住支援法人の連携等を推進し、障がい者が希望する一人暮らし等のための住宅確保の支援を図ります。

④-7　公営住宅等の供給や優先入居の措置等の促進を図ります。

④-8　障がい児を抱える世帯に対して支給される特別児童扶養手当の適正な認定を行い、経済的負担の軽減を図ります。

④-9　在宅の重度心身障がい者（児）に対して支給する特別障がい者手当、障がい児福祉手当の適正な給付を行い、経済的負担の軽減を図ります。

④-10　心身障がい者扶養共済制度の普及啓発を図ります。

④-11　障がい者等に係る自動車税の減免制度等税制の優遇措置の普及啓発を図ります。

④-12　重度の視覚障がい者の行動範囲を拡大するため、また、重度の肢体不自由者や聴覚障がい者の日常生活補助を行うため、盲導犬、介助犬、聴導犬の貸与を推進します。

⑤NPO、ボランティア等広範な市民活動の推進

⑤-1　ボランティア活動等が地域社会を支える大きな力となり、健全な発展が図られるよう、情報の収集・提供、学習機会の提供等、活動の特性である自主性・自発性を尊重した様々な支援を行い、ボランティア活動等に取り組みやすい環境整備を推進します。

⑤-2　小・中学校、高等学校の児童・生徒を対象に障がい者の理解を深め、福祉活動を体験し、思いやりの心や地域社会における助け合いの心を育むため、福祉教育を推進します。

⑤-3　地域社会におけるボランティア活動を推進するため、ボランティアの育成、相談、登録、あっせん、ボランティア情報紙の発行、ボランティア保険料の一部助成を推進します。

⑤-4　社会福祉法人、市民活動、NPO、ボランティアなどと連携し、福祉サービスが効果的に行われるような福祉ネットワークづくりや、地域特性を生かした先駆的な事業、福祉施設機能を活用しての地域福祉活動などを支援します。

⑤-5　市町村社会福祉協議会を中心に、地域や近隣の協力を得て、共助の下に行われる障がい者への見守り活動を支援します。

(2) 福祉サービスの充実

現状と課題

障がい者が、地域で自立した生活を営み、社会参加を行うためには、障害福祉サービスの提供基盤の確保と質の向上が欠かせません。障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、居宅介護、生活介護、就労継続支援、児童発達支援など多様なサービスが提供されており、障がい者のニーズは、高度化・多様化しています。

一方で、福祉・介護分野における人材の確保・定着が課題となっており、専門性の向上や働きやすい環境づくりが求められています。また、障がい者の権利擁護の観点から、障害者虐待防止法に基づく施設従事者等による虐待の防止とともに、事業者に対する適切な指導・監査を通じた不適正な事業運営の防止も必要です。

利用者本位の考え方に立って、性別、年齢、障がいの状態による個人の多様なニーズに対応するサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立する必要があります。

基本的方針

○ 障がい者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳に相応しい日常生活や社会生活を地域で営むことができるようにするため、在宅サービス等の障害福祉サービスの充実を図ります。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、在宅サービス等を含め障害福祉サービスの必要見込量を定め、市町村や事業者等と連携して、必要なサービスが計画的に提供される体制の確保に努めます。

○ 障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るため、障がい者虐待の防止に関する広報・啓発を行うとともに、市町村と連携した虐待防止体制の適切な運営を推進します。

主な取組

第十五条（福祉サービスに関する施策）

県は、障がい者に対して提供される福祉サービスの質の向上を図るため、障がい福祉サービス事業者等に対する研修の実施、関係機関の連携の強化のための支援等必要な施策を講ずるものとする。

①障がい福祉に係る人材の育成及び資質の向上

①-1　訪問介護を提供するために必要な知識・技術を有する訪問介護員の養成を図ることを目的とした介護員養成研修を行う養成研修事業者の指定を推進します。

①-2　福祉サービスに対する理解と関心を高め、福祉サービス事業所への就労を促進するため、青森県社会福祉協議会を青森県福祉人材センターに指定し、社会福祉事業者の従事者・従事志望者の就職のあっせんや相談等の援助、及び啓発・広報事業を行い、地域における福祉マンパワーの確保を推進します。

①-3　精神保健福祉従事者の専門的知識及び支援技術の向上を推進します。

①-4　サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成研修を実施するとともに、サービス提供に直接必要な担い手が確保されるよう、資質向上に向けた取組を計画的に推進します。

①-5　障がい者自身が、自らの体験に基づいて、同様の障がい者の相談に応じたり、社会参加や地域での交流、問題解決などを支援するピアサポーターを養成し、その活動を支援します。また、地域相談支援事業所等が円滑に「ピアサポート体制加算」を取得できるよう研修の充実を図ります。

②障がい者虐待の防止に向けた啓発及び研修

②-1　障害者権利擁護センター機能を有する県及び障害者虐待防止センター機能を有する市町村が、児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、虐待防止体制を整備し、虐待の防止・早期発見・早期対応への取組を推進します。

②-2　障がい者虐待の未然防止や発生後の適切な対応のため、通報等の対応を行う市町村職員を対象とした対応力向上の研修、福祉施設における虐待の防止等のため事業所の設置者・管理者及び従事者向けの研修を実施します。

②-3　各指定障害福祉サービス事業所等において、虐待防止のための体制整備（研修の実施等）を行い、虐待事案が発生した場合の対応を事業者等の責任において適切に行うよう指導し、虐待防止の徹底を図ります。

③障害福祉サービス事業者への指導及び監督

③-1　事業者等の育成支援を目的とした実地指導を行うとともに、不適正な事業運営等を未然に防止するため、集団指導により事業者へ制度改正や運営基準等の周知を図ります。

③-2　給付費に関する不正又は不適正な事業運営が疑われる事業者等に対しては、重点的に指導及び監査を行い、不正等があったと認められた事業者等に対しては、基準を遵守するよう勧告、命令を行うとともに、必要に応じて指定取消処分等の対応を行います。

③-3　利用者に影響を及ぼす事故や災害が発生した場合に迅速に対応できるよう、事業者における事故対応マニュアル等の作成や危機に対応できる体制づくりについて助言・指導等に努めるとともに、事故等が発生した場合には、利用者の安全確保をはじめ適切な対応と再発の防止に向けて指導を徹底します。

③-4　地域における感染症の流行時に障がい者が障害福祉サービス等を継続して利用できるよう、保健所等の関係機関と連携し、感染症の発生予防及びまん延防止を図るための情報提供、助言及び必要な指導を障害福祉サービス事業所等に行います。

④福祉サービスの質の向上と情報提供

④-1　第三者評価機関が専門的・客観的な立場からサービスの評価を行い、福祉サービスの質を向上させ、利用者に良質で適切なサービスを提供できるよう、制度の適切な運営の確保を図ります。併せて、評価結果を公表し、利用者の選択に資する情報提供を推進します。

④-2　利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスの選択ができるよう障害福祉サービス等情報公表制度の適正な運用を推進します。

⑤福祉サービスに関する苦情解決

⑤-1　事業者に苦情解決の責務があることを踏まえ、法人が経営する全ての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる苦情解決の体制整備を促進し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を確保して、利用者の権利擁護に係る取組を推進します。

⑤-2　事業者による苦情解決の体制で解決できない不満や苦情については、公正・中立な第三者機関である「青森県運営適正化委員会」において解決を図り、適正な福祉サービスの実現のための取組を推進します。

⑥障害福祉サービス等の提供体制の充実

⑥-1　障がい者の地域生活への移行を進める観点から、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）を、必要に応じ提供できるようサービス量の確保のための取組を推進します。

⑥-2　現在施設を利用している人や新しくサービスを利用したい人が、希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）を受けることができるようサービス量の確保のための取組を推進します。

⑥-3　施設の整備については、障がい福祉サービス実施計画を基に、地域のニーズや必要性を考慮しながら、適正かつ計画的な整備を推進します。また、入所施設については、真に必要なものの整備にとどめることとし、整備する場合には、プライバシーに配慮して個室化やバリアフリー化を進める等住環境の向上のための取組を推進します。

⑥-4　入所施設や病院等からの地域生活への移行を進めるために、居住系サービスのうち地域での居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）の充実及び自立生活援助の利用を推進するほか、相談支援事業（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）の利用を推進します。

⑥-5　就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労選択支援事業所及び就労定着支援事業所を計画的に整備し、教育、労働の各分野とも連携を図りながら、施設から就労への移行及び定着を図ります。

⑦福祉施設等の安全確保

⑦-1　災害時における障がい者等の安全を確保するため、社会福祉施設、医療施設その他の要配慮者が利用する施設について、施設の設置者及び管理者による耐震性その他の安全性の確保に向けた取組を促進するとともに、必要な助言、情報の提供その他の支援を行います。

(3) 医療の給付等を要する障がい者への支援

現状と課題

障がいは重複化傾向にあり、保健・医療に対するニーズも高度化し、かつ多様化する傾向にあります。このため、障がい者に対し、障がいの状況や程度に応じた適切な医療と医学的リハビリテーションを住み慣れた地域で提供できる体制を整えるとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療体制を充実する必要があります。また、障がいに対する正しい知識を普及するとともに、検診の実施等による障がいの早期発見・早期治療体制及び障がいの軽減を図るための療育・相談体制を整えることも必要です。

一方、近年の本県における自殺者数は、ピークであった平成15年の半数以下にまで減少（平成15年は576人、令和7年は227人）していますが、人口10万人当たりの自殺死亡率は、全国と比較すると依然高い状態にあります（令和7年で全国15.5に対し本県は20.0）。また、いわゆる「ひきこもり」については、不登校、対人関係、疾病、職場環境、家庭事情など背景は多様であり、個人の心理的・精神的な問題としてだけでなく、雇用環境、家族構造、社会的孤立が重なり合う問題として捉えることが必要です。特に日本では、1990年代以降の就職氷河期と、その後の長期的な社会的孤立、さらに親世代の高齢化が、8050問題という形で結びついています。

このほか、高次脳機能障害や認知症は、本人や家族への理解が十分でない場合があり、ひきこもり支援を含め、保健・医療・福祉等の多職種が連携した支援体制の充実が必要です。

また、新興感染症発生・まん延時を想定した医療提供体制の整備が必要です。

基本的方針

○ 障がいの早期発見・早期治療及び障がいの軽減を図るため、母子の健康診査体制や周産期医療体制及び小児救急医療体制の適切な運営を推進します。

○ 精神障がい者が地域で安心して暮らしていくことができるようにするため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の構築を推進します。また、県民を対象とした自殺対策や「ひきこもり」支援対策として、こころの健康づくりのための相談体制の適切な運営や多職種の連携による支援等を推進します。

○ 高次脳機能障害や認知症の人が地域で安心して暮らせるよう、関係機関の連携による支援体制の整備や正しい知識の普及、早期発見・早期対応、人財の育成を推進します。

○ 感染症の流行時においても、障がい者が安心して療養できるよう、障がい特性を考慮した対応を推進します。

○ 難病患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図るため、相談支援をはじめとした難病対策を推進します。

主な取組

第十六条（医療の給付等を要する障がい者に関する施策）

県は、障がい者が障がいの状態等に応じた医療又は介護の給付を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

①母子保健施策の充実等

①-1　市町村が実施主体として行う妊産婦や乳幼児の健康診査や健康教育の充実に向けた取組を支援します。

①-2　乳幼児の病気の予防と早期発見等のため、市町村が実施主体として行う1歳6か月児と3歳児に対する健康診査、精密健診及び健康診査結果に基づく育児支援や発達支援の観点も含んだ継続的な指導の充実を図ります。

①-3　休日夜間のこどもの急病等に関する相談・支援体制の充実を図ります。また、重症度に応じた小児救急医療体制の充実を図ります

①-4　青森県立中央病院に設置した総合周産期母子医療センターを中心に、地域の周産期医療施設等の連携及び役割分担を図り、ハイリスク妊婦や低出生体重児等への適切な医療を推進します。

①-5　障がい者の歯科診療・予防を行う歯科医療機関の体制整備、定期的な歯科健診の重要性についての啓発活動の推進に努め、障がい者に対する歯科診療や歯科健診の充実を図ります。

②精神保健福祉対策等の推進

②-1　精神保健福祉相談に対応するため、各保健所及び県立精神保健福祉センターにおいて適切な指導、援助を推進します。

②-2　精神障がい・精神障がい者に対する正しい知識と理解の普及啓発を図ります。

②-3　適切な精神科医療を提供するとともに、緊急時の対応体制や連絡体制の確保を推進します。

②-4　精神科救急医療システムの適正な運営により、精神障がい者の夜間・休日等における緊急の精神科受診に係る取組を推進します。

②-5　市町村において地域移行を進める「協議の場」を設置するなど、精神疾患患者を地域で受け入れる体制を整備します。

③こころの健康づくりの推進（自殺対策、ひきこもり支援対策含む）

③-1　各保健所や県立精神保健福祉センターにおける心のサポーター養成講座をはじめとした健康教育の実施、相談体制等の充実を図ります。

③-2　県立精神保健福祉センターにおいて、精神疾患・精神障がいの理解の推進に向け、こころの健康に対する普及啓発、電話相談等、地域住民へのこころの健康づくり施策を推進します。

③-3　自殺者及び自殺未遂者の低減につなげるため、「ゲートキーパー」や「心のサポーター」の養成、相談窓口一覧の作成及び周知をはじめとした各種メディアによる普及啓発、研修会の開催といった取組を推進します。

③-4　ひきこもりの状態にある本人や家族への支援として、県立精神保健福祉センターに設置している県ひきこもり地域支援センターにおいて、相談支援やグループ支援、研修会等の取組を推進します。

③-5　市町村におけるひきこもり支援の充実を図るため、県ひきこもり地域支援センター、多職種支援チーム等による後方支援を推進し、市町村の包括的な相談支援体制の整備を支援します。

④高次脳機能障がい者対策の推進

④-1　高次脳機能障害者支援センターを指定するとともに、高次脳機能障害者支援地域協議会を設置し、相談支援、普及啓発、人材育成、支援体制の整備に係る取組を推進します。

⑤認知症施策の推進

⑤-1　認知症について、正しい知識の普及と早期発見、早期対応への取組及び医療・介護サービスを担う人財の育成等を推進します。

⑤-2　地域や職域が主体となり、認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り応援する認知症サポーターの養成を推進します。

⑤-3　介護保険施設、認知症対応型の通所介護（デイサービス）や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等において、認知症介護に携わる介護職員等の資質の向上に係る取組を推進します。

⑤-4　認知症疾患医療センターにおいて、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上のため引き続き認知症に係る鑑別診断、急性期医療、専門医療相談等の実施を推進します。

⑤-5　若年性認知症について、若年性認知症総合支援センターの周知等による相談体制の整備や、若年性認知症の特性を踏まえた支援体制の整備を推進します。

⑤-6　認知症の人本人が地域を支える一員として活躍し、社会参加することを支援するため、認知症ピアサポーターの養成を推進します。

⑥医療費の助成等

⑥-1　重度の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する医療費助成等を適切に行い、医療費の負担軽減を図ります。

⑥-2　身体障がい者等に対する自立支援医療（更生医療、精神通院医療）支給事業、身体障がい児に対する自立支援医療（育成医療）支給事業を適切に行い、医療費の負担軽減を図ります。

⑥-3　小児慢性特定疾病医療費助成や未熟児養育医療の給付事業を適切に行い、患者家庭の医療費の負担軽減を図ります。

⑥-4　指定難病の患者に対する医療費助成や特定疾患治療研究事業を適切に行い、医療費の負担軽減を図ります。

⑦難病対策の推進

⑦-1　各保健所において、医療や療養上の悩みに関する相談・支援を充実し、患者・家族の疾病や生活上の不安の解消を推進します。

⑦-2　難病相談支援センターに難病相談支援員を配置し、難病患者等の日常生活における相談支援、患者・家族交流会等の活動への支援を推進します。

⑦-3　難病診療連携拠点病院に難病診療コーディネーター及び難病診療カウンセラーを配置し、患者等の相談支援、医療機関との調整を推進します。

⑦-4　各保健所の保健師等により、在宅の難病患者やその家族に対する在宅療養支援を推進します。

⑦-5　患者の安定した療養生活の確保と患者・家族の生活の質の向上を図るため、人工呼吸器を装着して在宅療養を行っている重症難病患者を介護する家族の休息の支援の充実を図ります。

⑧感染症対策における障がい者への配慮

⑧-1　感染時においても、障がい者が安心して療養できるよう、障がい特性を考慮した柔軟な対応を推進します。

⑧-2　障がい特性により、マスク等の着用やアルコール消毒が困難な状態にある方への理解を図るため、県民への周知を図るとともに、ヘルプカードを活用した取組を推進します。

⑨支援に携わる多職種の連携強化

⑨-1　複合的なニーズを有する在宅障がい者の生活を支援するため、保健・医療・福祉、教育、労働などの分野が相互に連携を図り、利用者のニーズに合った多様なサービスを総合的・一体的に提供する障がい者ケアマネジメント体制が構築されるよう、市町村を支援します。また、各ライフステージに対応した一貫した支援体制の構築に向け、関係機関の連携促進を図り、地域の実情に応じた体制の整備を推進します。

(4) 障がい児への支援

現状と課題

障がいのあるこどもが、障がいの特性に応じた適切な支援を受けながら、地域の中で成長していけるようにすることが大切です。令和6年4月施行の改正児童福祉法では、児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核的な役割を担うこととされ、福祉型・医療型の類型が一元化されるなど、障がい児通所支援の体制が見直されました。また、こども家庭庁の発足、こども基本法の施行、こども大綱の閣議決定を受け、こどもの視点に立った施策の推進が求められています。

県内では、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が増加しており、発達障がい児（者）への支援、難聴児の早期発見・早期療育、障がい児入所施設における家庭的な養育環境の整備など、多様なニーズに対応していく必要があります。

基本的方針

○ 障がい児やその家族が、地域で必要な支援を受けながら健やかに成長できるよう、障がい児通所支援の提供体制の整備や、発達障がい児（者）・難聴児など障がいの特性に応じた支援の充実を図ります。

○ 障がいの有無にかかわらず、全てのこどもが共に育ち合えるよう、保育所等や放課後児童クラブ等における障がい児の受入れを促進するとともに、児童発達支援センター等の専門的な支援の機能強化を図ります。

○ 障がい児入所施設において、できる限り家庭的な環境の中で養育されるよう、施設の機能強化を図ります。

主な取組

第十七条（障がい児に関する施策）

県は、障がい児が健やかに成長できるよう、その発達に応じ、障がい児及び障がい児の家族等が適切な支援を受けられるために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障がい児が生活を営む施設に入所する障がい児が家庭における養育環境と同様の養育環境において養育されるよう必要な施策を講ずるものとする。

①障がい児の発達・自立・社会参加の支援

①-1　障がい児が身近な地域で障がい特性に応じた適切なサービスが受けられるよう、障害児通所支援等の提供体制の整備等に取り組みます。

①-2　障がいの有無に関わらず、必要な保育が行われるよう、「青森県こども計画」の推進を通じて、市町村に対し、医療的ケア児のサービス利用を含め需要に応じた保育の提供を働きかけていきます。また、保育所等において障がい児保育を実施するに当たって必要な整備・改修に対する助成を推進します。

①-3　障がい児の放課後・夏休みの居場所を確保するため、放課後児童クラブ等での障がい児の受け入れを促進するとともに、障がいの有無に関わらず児童がともに安全に過ごすことができるよう、活動内容や環境について必要な配慮を促します。

①-4　障がいのあるこどもなどに対する支援の充実を図るため、発達障がい児（者）や医療的ケア児、難聴児など、それぞれの障がいに応じた支援や、在宅の障がい児（者）及びその家族に対する療育支援及び相談体制の充実を図ります。

①-5　障がい児等療育支援事業の実施により、在宅の障がい児（者）及びその家族に対する療育支援及び相談体制の充実を図ります。

①-6　長期にわたる入院や療養生活を続けている慢性疾患及び精神疾患等のこどもの生活向上を図るため、教育（相談）や福祉の充実を図ります。

②発達障がい児（者）への支援

②-1　発達障がい児（者）やその家族が在宅で安心して生活できるよう、日常的な相談への対応や本人及び家族同士が集まる場を提供し、ネットワークの構築を推進します。

②-2　発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児（者）に対する相談支援、発達支援、就労支援や関係機関との支援体制ネットワークの充実を図ります。また、研修等の実施により、支援者の技術向上に取り組みます。

②-3　発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児（者）の保護者が、こどもの特性を理解し適切に関わることができるよう、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングの普及に取り組むとともに、同じ経験を持つ親が相談に応じるペアレント・メンターの養成や活動を支援します。

②-4　発達障がいの早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障がいの診療や支援のできる「かかりつけ医」の育成を推進します。

③難聴児への支援

③-1　難聴児の早期発見・早期療育の充実を図るため、協議会を設置するとともに、研修会の実施や普及啓発等により、体制の整備を推進します。

③-2　新生児聴覚検査に係る取組の推進や早期療育の促進のため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めるとともに、難聴児やその保護者への適切な情報提供の充実を図ります。

④障がい児入所施設における養育環境の整備

④-1　障がい児入所施設に入所する障がい児が、障がいの特性に応じた環境の下で、できる限り家庭的な環境の中で養育されるよう、ケア単位の小規模化（小規模グループケア等）の導入の検討や、職員の資質の向上、発達支援・心理的ケア体制の強化など、施設の機能強化を支援します。

④-2　重症心身障がい児や医療的ケア児、重度の知的障がい・発達障がいのある児童が入所する施設においても、障がいの特性に応じた生活環境の整備や、職員の確保・資質の向上等により、できる限り家庭的な環境の中で養育されるよう支援します。

(5) 医療的ケア児等への支援

現状と課題

医療技術の進歩等を背景に、人工呼吸器や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする児童（医療的ケア児）が増加しています。

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が施行され、国及び地方公共団体は、保健、医療、福祉、教育、労働等に関する施策を講じる責務を有することとされました。都道府県には医療的ケア児支援センターの設置が求められ、本県では「小児在宅支援センター」が医療的ケア児支援センターの役割を担っています。

令和8年7月には法律が改正され、令和9年4月から法律名が「医療的ケア児及び重症心身障害児並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改められるとともに、支援対象が18歳以上の医療的ケア者や重症心身障がい者にも拡大され、医療的ケア児支援センターの機能強化が図られることとなりました。

こうした状況を踏まえ、医療的ケア児・者及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、関係機関が連携した支援体制の構築や、在宅生活を支える医療・福祉サービスの充実、災害時の備えが求められています。

基本的方針

○ 医療的ケア児・者及びその家族が地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進します。

○ 医療的ケア児・者及びその家族の個々の状況に応じた相談支援や、在宅生活を支える医療・福祉サービスの充実を図るとともに、小児在宅支援センターの機能強化を推進します。

○ 居住する地域に関わらず必要な支援が受けられるよう、医療型短期入所の提供体制の整備や、看護職等の支援者の人材育成を推進します。

○ 災害時に備え、医療的ケア児等の個別避難計画の作成支援など、安全な避難に向けた取組を推進します。

主な取組

第十八条（医療的ケア児等に関する施策）

県は、医療的ケア児等（医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第二条第三項に規定する医療的ケア児等をいう。以下同じ。）及び重症心身障害者（同条第四項に規定する重症心身障害者をいう。以下同じ。）並びにそれらの家族が個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者の心身の状況等に応じて適切な支援を受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

①医療的ケア児等及び重症心身障害者とその家族への地域における連携体制の強化

①-1　医療的ケア児等及び重症心身障害者とその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携の充実、小児在宅支援センターによる相談支援、医療型短期入所事業所の増加促進等により、地域における連携体制を強化します。

②医療的ケア児等及び重症心身障害者とその家族への在宅生活支援

②-1　医療的ケアが必要な障がい児等及びその家族や支援機関に対して、小児在宅支援センターが、医療的ケア児等圏域アドバイザーと連携の上、相談に応じ、助言や支援を推進します。

②-2　医療的ケア児を受入可能な医療型短期入所事業所の増加促進や看護職等への研修の実施等により、小児在宅支援機関の増加や支援者技術の向上を推進します。

②-3　医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族、その他の関係者に対する相談・支援の充実を図ります。

(6) 生活環境の充実

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で自立して安全に安心して社会生活を送るためには、建築物、公共交通機関、道路等の居住環境や移動手段が、障がい者にとって利用しやすい環境となっていることが求められます。このため、住宅や公共的施設等のバリアフリー化を推進し、公共交通機関や道路等歩行空間などが障がい者にも利用しやすい環境となるよう整備を進めるとともに、これらに関する県民の理解促進を図る必要があります。

令和7年6月には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)施行令の改正により、多目的トイレの各階設置義務化、車椅子使用者用駐車スペースの設置基準強化、劇場等の客席におけるバリアフリー基準の新設など、施設のバリアフリー基準が引き上げられました。

基本的方針

○ 障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる住環境の整備を図るため、「あおもりユニバーサル推進基本方針」等に従い、幅広い分野でユニバーサルデザインの考え方に基づく取組を普及啓発するとともに、建築物や交流空間等のバリアフリー化と心のバリアフリーの啓発を推進します。

○ 障がい者が安全に安心して自由に移動できる環境の整備を図るため、歩道や交通機関等のバリアフリー化を推進します。

主な取組

第十九条（生活環境に関する施策）

県は、障がい者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

①福祉のまちづくりと生活環境のバリアフリー化

①-1　すべての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できる障壁のない生活環境の整備促進及び心のバリアフリーの普及啓発を図ります。

①-2　障がい者の快適な利用、交流の場、健康づくりのために、公園・緑地や水辺空間を保全し、さらにこれらの公園・緑地内では障がい者が円滑に移動及び利用できるよう配慮します。

①-3　視覚障がい者用信号機、高齢者等感応式信号機等の整備を推進します。

①-4　エレベーターの設置など、鉄道駅のバリアフリー化の支援、ノンステップバスやワンステップバス車両導入の支援、福祉有償運送に係る情報提供を図ります。

①-5　運転免許取得を希望する身体障がい者に対する安全運転相談を行うほか、停止処分者講習（中、長期）及び違反者講習を受講する身体障がい者には、希望により本人が使用する車両による実車指導を実施します。

①-6　公共交通機関において、文字表示での案内等によるバリアフリー化の取組を支援します。

①-7　障がい者からの事件・事故等の緊急通報を受理するため、警察で運用している「110番アプリシステム」及び「ファックス110番」の普及啓発を図ります。

①-8　消費者被害の未然防止を図るため、関係機関や地域団体等とも連携しながら、悪質商法などの被害に遭わないため、わかりやすい情報提供及び消費者への普及啓発を図ります。

①-9　春・秋の全国交通安全運動、夏・冬の交通安全県民運動等を通じて、地域、家庭における交通安全意識の普及啓発を図り、障がい者の交通事故の未然防止を図ります。

第十九条（生活環境に関する施策）

2 県は、県民が日常生活において障がい者に対して適切に配慮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

②日常生活における配慮の促進

②-1　歩道については、安全で快適に利用できるように整備を行い、歩行空間の確保を図ります。

②-2　警察職員に対し、障がい者に適切に対応できるよう、障がい及び障がい者に対する理解の促進と、あらゆる現場における相手の立場に立った警察活動を推進します。

②-3　公共的施設における障がい者等用駐車区画の適正な利用についての理解と普及啓発を図ります。

第十九条（生活環境に関する施策）

3 県は、障がい者の優先的な利用のために設けられた設備等の適切な使用等がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

③障がい者等用施設・設備の尊重と適正利用

③-1　高速道路等のサービスエリア・パーキングエリアや主要な幹線道路で整備を進めている「道の駅」に障がい者等の利用に配慮したトイレ、駐車スペースの設置の促進を図ります。

③-2　多目的トイレ（大人用おむつ交換台を備えたトイレを含む）の整備状況など、障がい者等が外出する際に必要なバリアフリー情報を青森県バリアフリーマップにより提供するとともに、多目的トイレ等が必要な人に適切に利用されるよう、県民への理解促進に取り組みます。

(7) 情報の円滑な取得及びコミュニケーション手段の充実

現状と課題

ICT・AI技術等のデジタル技術が進展し、自分に合ったスタイルでデジタル機器・サービスを利用できるデジタル社会において、障がい者が情報通信技術を活用し、情報を取得したり、円滑に意思疎通を図ったりするための環境が広がっています。手話または文字と音声を通訳オペレータがつなぐ「電話リレーサービス」や、通話相手の声を文字で確認できる「ヨメテル」、視覚障がいのある方を遠隔から支援する「アイコサポート」や、視線の動きで文字入力や意思伝達を行う視線入力ソフトなど、障がい者の個々の能力を引き出す機器・サービスも活用されています。こうした技術やサービスを必要とする人が利用できるよう、障がい者の「情報力」の向上を図るとともに、多様なコミュニケーション手段の確保を推進する必要があります。また、障がいの有無や程度にかかわらず情報が行き届くよう、字幕や手話付きテレビ広報番組の制作、点字図書や録音図書等の普及、インターネットの利活用など、アクセシビリティの拡大に配慮するとともに、これらのサービス等について広く周知していく必要があります。加えて、公共機関において手話通訳のできる職員を窓口に配置するなど、障がい者が安心して暮らせるよう、職場や県民の理解を促進する必要があります。

基本的方針

○ 障がい者がICT等のデジタル技術を活用して、必要な情報を取得し円滑に意思疎通を図ることができるよう、アクセシビリティに配慮した情報バリアフリー化を推進します。

○ 「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の趣旨に基づき、多様な意思疎通手段についての県民の理解を促進するとともに、障がい者が意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進します。

○ 「青森県手話言語条例」の趣旨に基づき、手話が言語であることについての県民の理解を促進するとともに、手話を習得する機会を確保するための取組を推進します。

○ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨に基づき、障がい者が地域に関わらず、障がい者でない者と同一の内容の情報を同一の時点で取得できる環境の整備を推進します。

○ 読書バリアフリー法の趣旨に基づき、視覚障がい者等が利用しやすいアクセシブルな電子書籍等の普及と質の向上を図るなど、読書環境の整備を推進します。

主な取組

第二十条（情報の円滑な取得等に関する施策）

県は、障がい者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

①ICT等デジタル技術を活用した情報バリアフリー化の推進

①-1　障がいに応じた情報通信機器（ICT）等の普及啓発を図るほか、情報通信機器等を用いる際に特段の配慮を要する障がい者を支援します。

①-2　聴覚障がい者のための字幕、手話付きDVD等による情報提供を図ります。

①-3　障がい者向けに情報通信技術（ICT）に関する基礎的技能講習開催に取り組みます。

①-4　視覚障がいや聴覚障がい者への配慮を実施するなど、障がいの特性に応じたアクセシビリティの向上に努め、県等のホームページ等において情報バリアフリー化を推進します。

①-5　県広報誌について音声版・点字版を作成するとともに、知事定例記者会見に手話通訳を付け、ホームページに掲載します。

②情報アクセシビリティの推進

②-1　視覚障がい者情報センター（点字図書館）及び聴覚障がい者情報センターによる情報提供体制の充実を図ります。

②-2　障がい者が情報取得等に資する機器等を利用できるようにするため、講習会等を実施するとともに、障がい者へ機器等の利用方法を指導する人材の育成に取り組みます。

②-3　聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する法律（電話リレーサービス法）による電話リレーサービスの制度周知や利用促進の充実を図ります。

②-4　国及び県が執行する選挙において、選挙公報の点字版・音声版の提供等の選挙に関する情報提供の充実を図ります。

③読書バリアフリーの推進

③-1　アクセシブルな書籍等（視覚障がいや発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより視覚による表現の認識が困難な方が利用しやすい書籍等）の充実、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援を充実するとともに、継続的なサービス体制の整備に取り組みます。

③-2　アクセシブルな書籍等の利用について、市町村立図書館等に対する情報提供、視覚障がい者等による十分かつ円滑な利用に係る取組を推進します。

③-3　視覚障がい者等がインターネットを利用してアクセシブルな書籍等を十分かつ円滑に利用できるようにするため、サピエ図書館のサービスについて周知を行い、利用促進を図ります。

③-4　特定書籍・特定電子書籍等の製作について、製作に係る基準の作成等、質の向上に取り組みます。

③-5　アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について視覚障がい者等が入手及び習得するため、必要な支援等に取り組みます。

③-6　特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材について、これらの養成、資質の向上及び確保に係る支援を行い、円滑な利用の促進を図ります。

③-7　アクセシブルな書籍等の円滑な利用の支援の充実のため、市町村立図書館や公民館図書室等職員、学校図書館担当者を対象とした研修等において、視覚障がい者等に対する図書館サービスについて取り上げ、当該職員の資質向上に取り組みます。

第二十条（情報の円滑な取得等に関する施策）

2　意思疎通手段の利用の促進については、青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例（令和二年三月青森県条例第三号）の定めるところによるものとする。

3　手話についての理解及びその習得の促進については、青森県手話言語条例（令和二年七月青森県条例第三十三号）の定めるところによるものとする。

④「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の施策の推進

④-1　「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を基本に、すべての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できるよう、多様な意思疎通手段があることの理解促進及び意思疎通手段の利用の機会の拡大を図ります。

④-2　地域における聴覚障がい者の円滑なコミュニケーション支援に向け、手話通訳者及び要約筆記者を養成し、聴覚障がい者の日常生活における意思疎通の充実を図ります。

④-3　地域における視覚障がい者の円滑なコミュニケーション支援に向け、点訳・朗読奉仕員を養成し、視覚障がい者の日常生活における意思疎通の充実を図ります。

④-4　地域における盲ろう者の円滑なコミュニケーション支援に向け、指文字、触手話等により通訳を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、盲ろう者の日常生活上の意思疎通の充実を図ります。

④-5　地域における失語症者の円滑なコミュニケーション支援に向け、失語症者向け意思疎通支援者を養成し、失語症者の日常生活上の意思疎通の充実を図ります。

④-6　障がい者が情報を円滑に取得できるよう、障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用し、情報発信の充実を図ります。

④-7　障がいのある児童生徒等の教育に関わる教職員を対象に、意思疎通手段及び手話に関する知識向上のための研修に取り組みます。

④-8　視覚障がい者、聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者、内部障がい者等に対する点字、手話、発声訓練、オストメイト社会適応訓練等の更生訓練を行うほか、一般県民に対する点字や手話の研修を行い、意思疎通支援の充実を図ります。

④-9　聴覚障がい者の意思疎通支援の推進を図るため、要約筆記者が現地に出向かなくても、在宅から遠隔による要約筆記ができる環境の整備に取り組みます。

④-10　障がい者とその他の者の意思疎通の支援を行う意思疎通支援者の確保、養成及び資質向上のため、研修実施に取り組みます。

④-11　障がい者の意思疎通を支援する人財を確保し、資質向上のための研修を計画的に推進します。

⑤「青森県手話言語条例」の施策の推進

⑤-1　手話の習得を必要とする聴覚障がい者及びその家族等並びにろう者の家族等が手話を習得することができるようにするため、手話の習得機会の提供に取り組みます。

⑤-2　手話についての県民及び事業者の理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等に取り組みます。

(8) 災害時等における支援

現状と課題

本県は、東日本大震災や大雨などさまざまな災害を経験し、津波浸水想定区域や洪水浸水想定区域の見直しに取り組んできたところですが、近年は気候変動の影響もあり、局地的な大雨や洪水が激甚化する一方、地震や津波といったリスクにも備えていく必要があります。

このような状況に対し、令和8（2026）年3月に「青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例」が制定されました。同条例の趣旨を踏まえ、年齢、性別、障がいの有無等の県民の多様な視点を取り入れた防災対策を確立するため、公助に係る取組等を周知しつつ、県民の自助・共助の意識の向上、定着を図るとともに、効果的な防災訓練の実施などにより、地域の防災力の実効性を高める必要があります。

令和3年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、令和6年12月には福祉避難所等の確保・運営に関する国の指針も改定されました。県内では、令和8（2026）年4月1日現在、全市町村が個別避難計画の作成に着手していますが、名簿掲載者に対する作成率は約19%（全国平均15.1%）にとどまっており、市町村における作成促進と福祉専門職との連携強化が引き続き課題となっています。

基本的方針

○ 障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができるようにするため、防災意識や障がい者等避難行動要支援者の安全確保に関する普及啓発を図るとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援及び事前の福祉避難所の確保等のための取組を推進します。

主な取組

第二十一条（災害時等における施策）

県は、災害その他非常の事態の場合において、障がい者がその安全を確保するために必要となる情報が迅速かつ的確に伝達され、及び障がい者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

①災害時等における多様な情報提供手段の確保

①-1　コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障がい者に対する意思疎通の確保の促進を図ります。

①-2　災害や危機の発生時にあっても、県民が十分に情報を入手し、活用できる環境づくりを進めます。また、やむを得ない緊急時を想定し、各市町村において障がい者の情報開示の方法について検討するとともに、災害時の情報伝達方法について検討します。

②福祉避難所の確保と災害福祉支援体制の整備

②-1　障がい者等避難行動要支援者が災害時に安心して避難生活を送ることができる環境を提供するため、要配慮者のために特別の配慮がなされた施設等が各市町村において事前に「指定福祉避難所」として整備されるよう取組を支援します。

②-2　災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム（DWAT）のチーム員の養成に取り組みます。

②-3　大規模災害時には、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」により、要配慮者の宿泊施設への円滑な避難を支援します。

②-4　災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害福祉支援チーム（DWAT）等が連携し、保健・医療・福祉の支援を効果的に提供できるよう、平時の研修や訓練により技能の維持・向上を図ります。

②-5　「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、必要な指定福祉避難所の確保、避難所における障がい特性に応じた支援と合理的配慮、指定福祉避難所への直接避難等が行われるよう市町村の取組を支援します。

第二十一条（災害時等における施策）

2 県は、障がい者の避難所の円滑な利用の確保、障がい者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる避難所の体制の整備その他の障がい者の避難所における良好な生活環境の確保のために必要な施策を講ずるものとする。

③避難所における情報伝達を支える人材の育成

③-1　防災知識の普及、訓練等の機会を活用し、障がい者等避難行動要支援者の安全確保に関する啓発普及を図ります。

③-2　災害時における障がい者等に配慮した避難体制構築や様々な災害や危機を想定したマニュアルの整備や訓練の実施に取り組みます。

③-3　県民の自助・共助の取組を促進し、定着を図るため、自主防災組織の結成・スキルアップや女性（婦人）防火クラブ及び防災ボランティアの活動促進など、地域ぐるみの防災活動の充実を図ります。

③-4　障がい者が地域の防災訓練や防災学習に参加し、自主防災組織等とつながりを持てるよう、市町村や障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等の取組を、防災部局と福祉部局が連携して支援します。

第二十一条（災害時等における施策）

3 県は、市町村が障がい者に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十四第一項に規定する個別避難計画を作成する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

④医療的ケア児等の個別避難計画作成の支援

④-1　市町村が行う医療的ケア児等の個別避難計画の作成について、福祉・医療関係者等と連携して作成が進むよう、必要な助言及び協力その他の支援を行います。

(9) 学校教育の充実

現状と課題

障がいの重度・重複化、多様化により、個々の障がいの状況や程度に応じたきめ細かな教育指導体制の充実と障がいの特性に応じた専門性の高い教育が求められています。このため、専門研修の充実により教職員の資質向上を図るほか、教育、保健、医療、福祉等が相互に連携して、支援体制の充実に努めることが必要です。また、発達障がい等特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応が求められていることから、全ての学校において支援体制を充実していく必要があります。

基本的方針

○ 障がい児の心身のよりよい発達を促進するため、医療、福祉分野等と連携し、障がいの早期発見と早期の教育・相談・支援体制の適切な運営を推進します。また、障がいによる学習上等の困難を改善・克服し自立を図るのに必要な知識や技能を習得させるため、関係機関と連携し、個別の教育支援計画や指導計画等によるきめ細かな指導、支援を推進します。

○ 障がい児（者）が、家庭や地域社会から孤立しないで、多くの学習機会を得られるよう支援するとともに、県民の理解の促進を図ります。

○ 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に関する専門的知識や技能の習得を目的とした教職員研修の充実を図ります。

○ 障がいの種類や程度にかかわらず、学びや新しいことへの挑戦の機会や生涯にわたって学習する機会を確保するため、多様な生涯学習の充実を図ります。

主な取組

第二十二条（学校教育に関する施策）

2 県は、学校教育において、障がいのある幼児、児童、生徒及び学生と障がいのない幼児、児童、生徒及び学生とが、共に教育を受けられるようにするとともに、相互に理解を深め合う交流及び共同学習の機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

①障がい及び社会的障壁の除去に関する理解教育の推進

①-1　障がいや養育などについての正しい理解を深めるため、保護者を対象とした研修会の開催を推進します。

①-2　全ての学校において、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となる交流及び共同学習を積極的に推進します。

①-3　障がい児（者）の社会教育・生涯学習の機会の充実を図るため、仲間作りや必要な知識の習得の場を提供するとともに、障がい児（者）を持つ保護者等の学習・情報交換の場を提供し、地域住民との相互理解、相互交流を積極的に推進します。

第二十二条（学校教育に関する施策）

県は、学校教育において、個々の障がいのある幼児、児童、生徒及び学生が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

②インクルーシブ教育システムの実現に向けた支援体制の整備

②-1　幼児期における特別支援教育に関わる研修により、障がいのある幼児に対する支援の充実を図ります。

②-2　医療、福祉等関係機関との連携を強化し、県総合学校教育センターや県立特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級・通級指導教室における教育相談の充実を図ります。

②-3　障がいのあるこどもの就学手続が適切に行われるよう、各市町村教育委員会に対し、情報提供するとともに、必要な指導・支援の充実を図ります。

②-4　県内6地区に設置されている県立特別支援学校を中心とした特別支援連携協議会を通じて、医療、福祉等関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

②-5　幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校等に在籍する全ての障がいのある幼児児童生徒の障がいの状態や特性等に応じた指導の一層の充実を図ります。

②-6　県立特別支援学校において、医療、福祉、労働等関係機関との連携を推進し、キャリア教育の充実を図ります。併せて、高等部においては、職業教育と進路指導の一層の充実を図ります。

②-7　重度・重複障がいのため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、教員が家庭などを訪問して行う教育における指導の充実を図ります。

②-8　幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等の全ての教員等の資質の向上を図るため、国立特別支援教育総合研究所等への派遣及び県総合学校教育センター等における研修を積極的に推進し、研修の一層の充実を図ります。

②-9　認定こども園においては、保育と教育を一体的に提供することとされていることから、幼稚園機能部分においても幼稚園における特別支援教育と同様の支援が行われるよう関係機関と連携を図ります。

③高等教育における障がい学生支援の推進

③-1　県立保健大学において、多様性・公平性・包摂性の理念に基づいた環境の整備として、障がいのある学生に対し、日頃の学習や学生生活、就職支援等について、合理的配慮の提供を推進します。

③-2　障がいのある学生の相談に対応する窓口・支援担当の明確化を図ります。

（10）雇用及び就労の促進

現状と課題

障がい者が経済的に自立し、社会参加するためには、雇用・就業機会を確保し、安定した生活基盤を確立することが必要です。本県の民間企業における障がい者雇用率は上昇傾向にあるものの、令和5年4月の法定雇用率引き上げ、令和7年4月の除外率10ポイント引き下げに続き、令和8年7月には法定雇用率が民間企業2.5%→2.7%（国・地方公共団体等3.0%、都道府県等の教育委員会2.9%）へ引き上げられ、対象事業主の範囲も従業員37.5人以上に拡大したことなど、障がい者の雇用促進に向け更なる努力が必要となっています。

また、公的部門においては、上記のとおり法定雇用率が民間企業よりも高く設定されていることから、県、市町村においても障がい者の雇用促進に向け更なる努力が求められます。このため、法定雇用率制度の周知徹底と、障がい者雇用促進施策の充実並びに国、県、市町村及び関係機関の連携により、障がい者の雇用・就業機会の確保に努める必要があります。

基本的方針

○ 障がい者の雇用・就業を促進するため、障がい者雇用についての県民の理解を促進するとともに、各種制度の活用等による障がい者の雇用に取り組む企業への就労及び定着支援体制の充実を図ります。

○ 障がい者の職業能力の向上を図るため、県立障がい者職業訓練校における職業訓練や民間教育機関等における障がい者の様態に応じた多様な委託訓練の充実を図るとともに、障がい者の各種技能競技大会への参加を支援します。

○ 働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるようにするため、一般就労に向けた多様な就業の機会を提供するとともに就労定着のための支援を行います。また、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃水準の向上を図るとともに、一般就労への移行支援を行います。

主な取組

第二十三条（雇用に関する施策）

県は、障がい者の職業選択の自由を尊重しつつ、障がい者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障がい者の多様な雇用の機会の拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

①雇用の促進と職場定着

①-1　県では「障がい者を対象とした職員採用選考試験」や「障がい者を対象とした非常勤事務員採用試験」などにより、法定雇用率の達成に係る取組を推進します。

①-2　障がい者に対し、就職に必要な指導・訓練等を行うとともに、雇用の促進と職場における定着に向けた支援の充実を図ります。

①-3　障がい者を積極的に雇用している企業に対して、物品及び役務に係る競争入札参加資格者名簿登録時の等級格付けにおいて優遇措置を講じるとともに、これら企業の受注機会の拡大を図ります。

①-4　障がい者の就労や生活の支援のための拠点施設となる「障がい者就業・生活支援センター」と連携し、障がい者の雇用促進を図ります。

①-5　障がい者の就業能力を高めるための各種制度を活用し、障がい者の就労の促進を図ります。

①-6　農林水産業における障がい者の就労機会の拡大に向けて、ユニバーサル農業の理解促進や体制づくりに取り組むなど、多様な分野との連携により障がい者の就労の促進を図ります。

①-7　障がい者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関と連携し、障がい者の就職後の定着支援体制の充実を図ります。

①-8　障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者を表彰するとともに、障がい者を雇用している企業の見学会の開催や障がい者雇用に関する広報媒体の作成等により、障がい者雇用に向けた理解促進と職場定着を図ります。

②障がい者の職業能力開発の推進

②-1　県立障がい者職業訓練校において、障がい者の障がい特性やニーズに応じ、多様できめ細やかな専門的職業訓練を行うとともに、訓練内容や施設・設備等についても訓練の充実・高度化のために必要な見直しを図ります。

②-2　民間教育訓練機関や障がい者雇用を検討する企業等を活用して、知識・技能及び実践能力を習得するための多様な委託訓練に取り組みます。また、短期間の職場実習の実施等により、障がい者と企業双方の理解促進に取り組みます。

②-3　障がい者技能競技大会の開催や全国障がい者技能競技大会への参加を支援することにより、障がい者の職業能力開発に対する意欲向上を図ります。

③一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化

③-1　本人の能力や特性に応じて福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、就労選択支援、就労継続支援（A型、B型）、就労移行支援、就労定着支援の各事業所を計画的に整備し、多様な活動と就労の場の提供を行うとともに、教育・就労等の関係機関との連携により、一般就労後の日常生活・社会生活上の支援を実施するなど、一般就労の定着に向けた支援を推進します。

③-2　就労継続支援（B型）事業所で働く障がい者の工賃水準を引き上げるため「工賃向上計画」により官民一体となった取組を推進するとともに、低工賃の事業所に対する実地指導により課題把握や工賃向上計画の作成を支援するなど、福祉的就労の底上げを図りながら一般雇用への移行を推進します。

③-3　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、福祉施設等における障がい者の仕事の確保に向け、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会のための取組の促進を図ります。

④障がい者の雇用と就労の促進に向けた施策の推進

④-1　障がい者の一層の雇用促進と雇用の安定を図るため、国と連携し、法定雇用率達成に向けて、障がい者雇用の理解と意識啓発を推進し、障がい者の雇用を促進します。

④-2　事業主団体及び事業主に対して、障がい者を雇用する際の作業手順書の作成事例や障がい者のための職場環境、設備の改善等の各種制度について周知し、障がい者の雇用及び就労を促進します。

⑤教育行政における就労に向けた支援

⑤-1　特別支援学校高等部生徒の主体的な職業意識や職業選択意識等を育成し、生徒及び事業所等の相互理解を促進するとともに、産業現場等における実習を円滑に実施するための条件整備を図ります。

⑤-2　特別支援学校高等部に在籍する生徒の将来に対する「夢や志」や「チャレンジする心」の育成を目的とした「青森県特別支援学校技能検定・発表」を実施するほか、地域の外部人材を活用した授業改善を図るなど、生徒の進路実現のための体制整備を進めることによって特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の充実を図ります。

⑤-3　特別支援学校における進路指導上の諸問題について研究協議を行います。

（11）障がい者スポーツの推進

現状と課題

障がい者がスポーツ大会等の社会活動に参加するなど、余暇活動のある生活を送れるような環境の整備が求められています。平成23年（2011年）に制定されたスポーツ基本法では、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うよう、障がいの種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ推進するとの基本理念が定められており、障がい者のスポーツへの参加機会の拡大を図る必要があります。

本県では令和8年10月に本県初の全国障害者スポーツ大会として「青の煌めきあおもり障スポ」が開催され、この大会を契機とした選手・指導者の更なる育成強化や県民の障がい者スポーツへの理解促進に向けた取組の継続が必要です。

基本的方針

○ 障がい者の体力の増強や交流を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者のスポーツ活動への参加機会の拡大や障がい者スポーツの支援体制の充実を図ります。

主な取組

第二十四条（スポーツに関する施策）

県は、県民が障がいの有無にかかわらずスポーツに参加できる機会の拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、スポーツを通じて県民の間における障がい及び障がいのある人に関する相互理解が増進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができるスポーツの振興を図るとともに、当該スポーツの指導者の養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

①障がい者スポーツの振興と参加機会の拡大

①-1　障がい者の各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するほか、全国大会等への派遣を行い、障がい者のスポーツ活動への参加の促進を図ります。

①-2　障がいの特性に応じた適切な指導ができるパラスポーツ指導員を養成するとともに、障がい者スポーツ関係団体の育成を進めることにより、障がい者のスポーツ活動を支援する体制の充実を図ります。

①-3　障がい者体験会等を開催し、競技者の裾野拡大並びに選手及び指導者等の育成・強化を推進します。

①-4　関係団体と連携し、県内各地域で開催されるスポーツ教室やスポーツイベントのほか、全国大会及びパラリンピック・デフリンピック等の世界規模の大会などについて、団体等の広報誌やホームページ等を活用するなどにより、情報発信の充実を図ります。

（12）文化芸術活動の推進

現状と課題

障がい者が文化芸術活動等の社会活動に参加するなど、余暇活動のある生活を送れるような環境の整備が求められています。また、2018（平成30）年には、文化芸術が人々の心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）が制定されました。

国では令和5年3月、「障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」（令和5～9年度）を策定し、幅広い文化芸術活動の促進、芸術上価値が高い作品の創造支援、地域における発表・交流の促進を基本的な視点として掲げています。

本県では、令和11（2029）年度に、全国障害者芸術・文化祭について、国民文化祭と一体的に開催するよう誘致しているところであり、障がい者の文化芸術活動への参加を通じて障がい者の生活を豊かにするとともに、県民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図る必要があります。

基本的方針

○ 障がい者の余暇の充実を図り、その生活を心豊かなものにするため、文化芸術の鑑賞、創作等を通じて、障がい者が文化芸術活動を行うことができる環境整備を推進するとともに、障がい者の文化芸術活動に対する支援や作品等の地域における発表、展示等の取組を推進します。

主な取組

第二十五条（文化芸術活動に関する施策）

県は、県民が障がいの有無にかかわらず文化芸術活動に参加できる機会の拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、文化芸術活動を通じて県民の間における障がい及び障がいのある人に関する相互理解が増進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障がいのある人による文化芸術活動の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

①障がい者の文化芸術活動の振興と参加機会の拡大

①-1 「青森県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、関係機関や専門家の紹介、専門的知見によるアドバイス、相談支援に取り組みます。

①-2 事業所への訪問指導や研修会の開催などにより、芸術文化活動を支援する人材の育成に取り組みます。

①-3 障がい者による創作作品の展覧会を開催するなどし、表現活動の発表機会の確保及び障がい者の芸術文化活動について県民への普及啓発を図ります。

①-4 字幕や音声ガイド、手話等での説明の提供等、文化芸術の鑑賞の機会の拡大に向けた環境整備の充実を図ります。

第8期青森県障がい福祉計画
第4期青森県障がい児福祉計画
（R9～R11）

以下、
第7期青森県障がい福祉計画・第3期青森県障がい児福祉計画→第7期計画
第8期青森県障がい福祉計画・第4期青森県障がい児福祉計画→第8期計画 と表記

Ⅴ 成果目標と推進方策

Ⅰ 第7期計画の進捗状況の評価

評価の考え方

国の基本指針（R5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）に基づいて設定した成果指標の数値等について、計画策定時の値と実績値を比較して、「目標達成」、「改善」、「横ばい」、「悪化」、「評価困難」の5区分で評価した。

全体の評価状況

6事項26項目で構成される成果指標のうち、「目標達成」は9項目、「改善」は9項目、「横ばい」は2項目、「悪化」は1項目、「評価困難」は5項目だった。
「目標達成」及び「改善」の項目は全体の約7割となっており、第7期計画は概ね改善の方向に進捗したと評価できる。

成果目標が設定された事項別の評価状況

成果目標が設定された事項	目標達成	改善	横ばい	悪化	評価困難	計
①地域生活支援の充実		2			1	3
②福祉施設の入所者の地域生活への移行	1	1				2
③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	2	3		1		6
④福祉施設から一般就労への移行等	2	3			2	7
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	3		2		2	7
⑥障害福祉サービス等の質の向上につながる取組の推進	1					1
	9	9	2	1	5	26

26項目中18項目（69.2%）が改善傾向

2 第7期計画の事項別の評価

（1）地域生活支援の充実

評価結果

成果目標	計画策定時	時点	目標値	実績	時点	評価	評価内容
ⅰ　地域生活支援拠点等（※1）を各圏域に少なくとも1つ整備	3圏域に3箇所整備	R4	6圏域に6箇所整備	3圏域に5箇所整備	R7	改善	圏域数は横ばいだが、箇所数は増加
ⅱ　地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、 ・コーディネーターの配置 ・地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置 ・支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	2圏域2箇所で実施	R4	6圏域6箇所で実施	2圏域3箇所で実施	R7	改善	圏域数は横ばいだが、箇所数が増加
ⅲ　地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、 ・年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討	－	－	各箇所年1回以上	2圏域3箇所で実施	R7	評価困難	R7年度時点の実績値は目標値には届かなかったが、計画策定時のデータがないこと、R8年度の実績が今後確定することから現時点では評価困難と判断

※1　地域生活支援拠点等は障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設・病院等からの地域移行の推進を担う機能をもつ場所や体制のこと。

現状・課題

地域生活支援拠点等の整備数は改善傾向にあるものの、6圏域のうち、西北圏域、下北圏域、八戸圏域において、人的資源や協力事業所の不足により未整備の状況が続いている。

(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

評価結果

成果目標	計画策定時	時点	目標値	実績	時点	評価	評価内容
i　施設入所者の地域生活移行者数	37人	R2-4累計	143人(R6-8累計)	45人	R5-7累計	改善	目標値には届かなかったが、計画策定時よりも増加
ii　施設入所者数	2,375人	R4	2,312人	2,276人	R7	目標達成	目標値以上に減少

現状・課題

・地域生活移行者数は増加傾向にあるも、実績値は目標値の3割程度にとどまっている。(実績値45/目標値143→31.5%)
・施設入所者数はR4年度からR7年度までで99人減少し、目標を達成した。
・地域生活移行者数(45人)が施設入所者の減少数(99人)の約半数であることを踏まえると、入所者の高齢化に伴い死亡や入院に起因する退所が多いことが推測される。
・地域生活への移行を進めるためには地域移行支援・地域定着支援の活用を更に促していく必要がある。
・障がいの程度や家庭の状況によっては施設入所が適切な場合もあることから、障がい者本人と家族の意向を尊重しなければならない。

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

評価結果

成果目標		計画策定時	時点	目標値(R8)	実績	時点	評価	評価内容
i	精神障がい者の精神病床から退院1年以内の地域における平均生活日数	319.7日	R1	325.3日以上	328.7日	R4	目標達成	目標値以上に増加
ii	精神病床における1年以上入院患者数							
	(a)65歳以上	1,295人	R4	1,026人	1,158人	R7	改善	目標値を下回らなかったが、計画策定時よりも減少
	(b)65歳未満	638人	R4	596人	544人	R7	目標達成	目標値以上に減少
iii	精神病床における早期退院率							
	(a)入院後3か月時点	60.9%	R1	68.9%以上	63.2%	R4	改善	目標値には届かなかったが、計画策定時よりも上昇
	(b)入院後6か月時点	78.3%	R1	84.5%以上	77.7%	R4	悪化	計画策定時よりも低下
	(c)入院後1年時点	87.9%	R1	91.0%以上	88.6%	R4	改善	目標値には届かなかったが、計画策定時よりも上昇

現状・課題

・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数は目標を達成した。
・精神病床における1年以上の入院患者数は減少傾向（65歳以上137人減少（=計画策定時1,295人-実績値1,158人））、65歳未満94人減少（=計画策定時638人-実績値544人））。
・早期退院率は入院後6か月時点が計画策定時よりも低下したが、入院後3か月時点、同1年時点では改善している。なお、国の第8期計画に係る基本指針では早期退院率は第8期計画の成果指標としては設定されていない。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

評価結果

成果目標	計画策定時	時点	目標値(R8)	実績	時点	評価	評価内容
i 福祉施設から一般就労への移行者数							
(a)全体数	143人	R3	184人	167人	R7	改善	目標値には届かなかったが、計画策定時よりも増加
(b)上記(a)のうち就労移行支援事業からの移行者数	71人	R3	94人	84人	R7	改善	目標値には届かなかったが、計画策定時よりも増加
(c)上記(a)のうち就労継続支援A型からの移行者数	40人	R3	56人	41人	R7	改善	目標値には届かなかったが、計画策定時よりも増加
(d)上記(a)のうち就労継続支援B型からの移行者数	30人	R3	39人	41人	R7	目標達成	目標値以上に増加
ii 一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	－	－	5割以上	47.1%	R7	評価困難	実績値は目標値には届かなかったが、計画策定時のデータがないこと、R8年度の実績が今後確定することから、現時点では評価困難
iii 就労定着支援事業の利用者数	17人	R3	24人	90人	R7	目標達成	目標値以上に増加
iv 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	90.0%	R3	2割5分以上	0%	R7	評価困難	計画策定時点で目標値を上回っていたが、定義の変更によりR7年度時点で0%となったため、評価困難

現状・課題

・福祉施設から一般就労への移行者数は、全体として24人増加（＝実績値167人−計画策定時143人）した。そのうち11人は就労継続支援B型からの移行者であり、この項目については目標を達成した。
・就労定着支援事業の利用者数は、73人増加（＝実績値90人−計画策定時17人）し目標値を大きく上回った。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

評価結果

成果目標	計画策定時	時点	目標値(R8)	実績	時点	評価	評価内容
i 児童発達支援センターの設置	6圏域10市町に設置	R5	各市町村又は圏域に1箇所以上	6圏域10市町に設置	R7	目標達成	計画策定時点で全圏域に設置されており目標達成
ii 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	－	－	各市町村又は圏域で構築	4圏域6市町村で構築	R7	評価困難	R7年度時点の実績値は目標値には届かなかったが、計画策定時のデータがないこと、R8年度の実績が今後確定することから現時点では評価困難と判断
iii 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	3圏域3市町で確保	R4	各市町村又は圏域で確保	3圏域3市町で確保	R7	横ばい	計画策定時から変動なし
iv 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	4圏域6市町で確保	R4	各市町村又は圏域で確保	4圏域6市町で確保	R7	横ばい	計画策定時から変動なし
v 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	4圏域32市町村に設置	R5	各市町村又は圏域に設置	6圏域34市町村で確保	R7	目標達成	圏域、市町村数ともに増加し、目標達成
vi 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	6圏域4市町村に設置	R4	各市町村又は圏域に配置	6圏域16市町村に配置	R7	目標達成	計画策定時点で全圏域に配置されており目標達成（実績値では更に設置市町村数が増加）
vii 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置	－	－	県で設置	未設置	R7	評価困難	今後、県内の入所児の移行状況等を踏まえて検討することとしており、現時点では評価困難

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等（続き）

現状・課題

・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を設置する市町村や圏域の増加に向けて、事業者が当該サービスに取り組めるよう環境を整える必要がある。
・医療的ケア児支援については、青森小児在宅支援センターを中核に支援体制の構築が進んでおり、全圏域に関係機関の協議の場が設置された。医療的ケア児支援法の改正を受け、成人期以降に円滑に支援が移行できるよう取り組む必要がある。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上につながる取組の推進

評価結果

成果目標	計画策定時	時点	目標値(R8)	実績	時点	評価	評価内容
ⅰ　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施するための体制を構築	－	－	県において実施体制を構築	構築	R7	目標達成	現状・課題のとおり

現状・課題

・障害福祉サービス事業所を対象とした県の指導監査の結果は必要に応じて市町村と情報共有しているほか、集団指導において指摘事項の具体例を事業者と共有するとともに市町村にも情報提供しており、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制は構築できている。

3 第8期計画の成果目標の設定

国の基本指針（R8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号）に基づいて、8つの事項に係る成果目標を計43項目設定します。

成果目標が設定された事項 （国の基本指針に即して設定）	（第7期計画から） 継続	（第7期計画から） 変更	新規	計	（参考） 第7期計画 の成果指標数
①福祉施設の入所者の地域生活への移行		2		2	2
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		3	7	10	6
③福祉施設から一般就労への移行等	2	5	3	10	7
④障がい児支援の提供体制の整備等	5	1	3	9	7
⑤地域生活支援の充実	2	1	1	4	3
⑥相談支援体制の充実・強化等【新規】			3	3	
⑦障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】			3	3	
⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	1		1	2	1
	10	12	21	43	26

第7期計画から成果目標が17項目増加

4 第8期計画の事項別の成果目標と推進方策

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、障害者支援施設入所者のうち地域生活へ移行する者の数及び障害者支援施設の入所者数に関する目標値を設定します。

成果目標

成果目標	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
i　地域移行者数【目標値の変更】	R7年度末施設入所者の6%以上	・市町村計画との整合性を図るため、市町村のサービス見込量の集計値を採用。 ・移行者数161人は、R7年度末施設入所者数の7%相当	45	R5-7累計	161人（R9-11累計）
ii　施設入所者数【目標値の変更】	R7年度末の5%以上削減	・入所者の高齢化・重度化、社会資源等の状況により、地域での生活が難しい利用者の施設需要への対応は必要。 ・市町村計画との整合性を図るため、市町村のサービス見込量の集計値を採用。 ・削減数97人（＝現状地2,276人-目標値2,179人）は、R7年度末施設入所数の4.3%相当。	2,276人	R7	2,179人

主な推進方策

【居住の場の確保】

ア　地域の障がい者の実情に応じた地域生活への移行に必要な居住の場を確保するため、グループホームの整備について社会福祉施設等施設整備費の助成により整備を支援します。

イ　障害者支援施設を有する社会福祉法人等が社会福祉施設等施設整備費の助成を受けてグループホームを整備する場合は、障害者支援施設の定員について、整備するグループホームの定員分を削減するものを、優先的な整備対象とします

ウ　居住支援協議会を積極的に活用し、地域生活への移行に向けた住まいの確保を支援します。

【入所者の地域生活への移行の推進】

エ　施設入所者の退所後の生活をイメージできるよう、地域移行支援事業（外出時の同行や住居の確保その他の活動に関する相談、地域移行計画の作成などを行う）の活用を促進します。

オ　障害者支援施設に新たに入所を希望する場合は、市町村が障がい者の支援区分の判定を適切・厳正に行うよう指導します。

カ　地域の障がい者の実情に応じ、施設入所者が段階的に地域移行できるよう、グループホームの体験利用を促進します。

【退所後の地域生活の維持】

キ　地域生活に移行した者が地域生活を定着させることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、地域定着支援事業（連絡体制を確保し必要に応じた相談を行う）や自立生活援助（定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う）の活用を促進します。

ク　地域生活に移行した障がい者が、地域の中で安心して暮らすことができるよう、県民の障がい者に対する理解促進を図るとともに、障がい者虐待防止や障がいを理由とする差別の解消に係る取組を推進します。

ケ　退所後の地域生活を支援する障害福祉サービスとして、訪問系サービス（居宅における支援）や短期入所（緊急時の対応等）などのサービスの充実を図ります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者が連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での生活日数、精神病床における1年以上の長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定します。

成果目標

成果目標	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
i 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数【目標値の変更】	319.3日以上 （設定時点で既に319.3日以上の場合は、設定時点の平均生活日数以上）	現状値を踏まえ、年1日の改善を目指す。 →現状値（R4） 328.7日 R5 329.7日 R6 330.7日 R7 331.7日 R8 332.7日 R9 333.7日 R10 334.7日 R11 335.7日≒336日	328.7日	R4	336日
ii 精神病床における1年以上入院患者数					
(a)65歳以上【目標値の変更】	基本指針別表第四の一の項の式で算定	基本指針で提示された式で算定。	1,158人	R7	869人
(b)65歳未満【目標値の変更】	基本指針別表第四の一の項の式で算定。	基本指針で提示された式で算定。	544人	R7	383人
(c)75歳以上【新規】	基本指針別表第四の一の項の式で算定。	基本指針で提示された式で算定。	確認中	R7	571人
(d)40歳以上の認知症である者【新規】	基本指針別表第四の一及びニの項の式で算定。	基本指針で提示された式で算定。	確認中	R7	383人

成果目標（続き）	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
iii 精神病床への30日以上の再入院率					
(a)退院後90日時点【新規】	10.3%以下	国と同じ目標値とする。	確認中	R7	10.3%以下
(b)退院後180日時点【新規】	17.4%以下	国と同じ目標値とする。	確認中	R7	17.4%以下
(c)退院後365日時点【新規】	25.7%以下	国と同じ目標値とする。	確認中	R7	25.7%以下
iv 心のサポーター（※2）数【新規】	R15年度末までに全国で100万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案して設定	国から提示された目標人数とする。	0人	R7	4,840人
v 住民のこころの状態を把握【新規】	K6（※3）により住民のこころの状態を把握	うつ・不安障害が疑われる10点以上の県民の割合をR7全国平均値である9.8%以下とする。	10点以上の割合 10.9%	R7	10点以上の割合 9.8%以下

※2 心のサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けする、傾聴を中心とした支援者のこと。
※3 K6とは、「国民生活基礎調査」で公表されている「こころの状態」を示す尺度。米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。（「国民生活基礎調査」用語解説より）

主な推進方策

【入院中の精神障がい者に対する退院支援の促進】

ア　病院従事者や市町村等の精神保健福祉担当者の働きかけによる退院を促進するため、関係者の責務、役割等について研修等で共有するとともに、相談支援に係る会議体を設置し、きめ細かな施策評価を行います。

イ　精神疾患患者を地域で受け入れる体制を整備することで、重層的な連携による支援による地域の実情に即した退院支援を図るため、各障がい保健福祉圏域及び全ての市町村に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

ウ　全ての市町村への協議の場設置に向け、県と市町村で現状や課題や役割等を整理、明確化するほか、複数市町村による共同で設置する場合など、各市町村の意向を踏まえ調整に努めます。

エ　入院している精神障がい者の退院を促進するため、医療保護入院者について入院者訪問支援事業や退院支援委員会の有効活用を図るとともに、精神医療審査会における審査を推進します。

オ　長期入院精神障がい者の退院を推進するため、地域移行支援事業（外出時の同行や住居の確保その他の活動に関する相談、地域移行計画の作成などを行う）の活用を促進します。

【居住の場の確保】

カ　地域生活に移行するための居住の場を確保するため、グループホームの整備について社会福祉施設等施設整備費の助成により整備を支援します。

キ　居住支援協議会を積極的に活用し、地域生活への移行に向けた住まいの確保を支援します。

【退院後の地域生活の維持】

ク　長期入院精神障がい者が地域生活を定着させることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、地域定着支援事業（連絡体制を確保し必要に応じた相談を行う）や自立生活援助（定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う）の活用を促進します。

ケ　退院した精神障がい者の症状の再発・重度化を防止するため、適切な通院、訪問看護及びデイケアの利用を促進します。

コ　地域生活に移行した障がい者が、地域の中で安心して暮らすことができるよう、県民の障がい者に対する理解促進を図るとともに、障がい者虐待防止や障がいを理由とする差別の解消に係る取組を推進します。

サ　退院後の地域生活を支援する障害福祉サービスとして、訪問系サービス（居宅における支援）や短期入所（緊急時の対応等）などのサービスの充実を図ります。

参考1　630調査に基づく長期入院患者数の推移

区分	R5（実績）	R6（実績）	R7（実績）
1年以上の長期入院患者数			1,702人
うち65歳以上			1,158人
うち65歳未満			544人

出典：厚生労働省「精神保健福祉資料」（630調査）

参考2　地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

精神病床における1年以上の長期入院患者数の成果目標の設定により、令和11年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は次の表のとおりとなります。このため、当該地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）を踏まえ、長期入院患者の退院支援を促進するとともに、退院後の居住の場の確保や地域生活を支援する障害福祉サービスの充実などの取組を推進する必要があります。

区分	単位	R11年度末
長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量	人	517
うち65歳以上	人	321
うち65歳未満	人	196

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の自立支援の観点から、能力や適性に応じて一般就労への移行を進めるため、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業）を通じて一般就労に移行する者の目標値を設定します。

また、一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

成果目標

成果目標	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
i 一般就労への移行者数					
(a)全体数【目標値の変更】	R6実績の1.31倍以上	国の基本指針における目標のとおりR6実績の1.31倍以上とする。 →R6実績145人×1.31≒190.0人	167人	R7	190人
(b)上記(a)のうち就労移行支援事業からの移行者数【目標値の変更】	R6実績の1.14倍以上	国の基本指針における目標のとおりR6実績の1.14倍以上とする。 →R6実績82人×1.14≒93.5人	84人	R7	94人
(c)上記(a)のうち就労継続支援A型からの移行者数【目標値の変更】	R6実績のおおむね1.52倍以上	国の基本指針における目標のとおりR6実績の1.52倍以上とすると40人となり、現状値を下回ることから、R7実績の41人にR7サービス実績870人とR11サービス見込量884人を比較した増加率1.6%を乗じて42人とする。 →R7実績41人×1.016≒41.7人	41人	R7	42人
(d)上記(a)のうち就労継続支援B型からの移行者数【目標値の変更】	R6実績のおおむね1.67倍以上	国の基本指針における目標のとおりR6実績の1.67倍以上とする。 →R6実績36人×1.67≒60.1人	41人	R7	61人

成果目標（続き）	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
ii 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の就労移行支援事業所の割合【継続】	5割以上	国と同じ目標値とする。	47.1%	R7	50%
iii 就労定着支援事業の利用者数【目標値の変更】	R6実績の1.47倍以上	国の基本指針における目標のとおりR6実績の1.47倍以上とする。 →R6実績73人×1.47≒107.3人	90人	R7	108人
iv 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合【継続】	2割5分以上	国と同じ目標値とする。	0%	R7	25%
v 就労選択支援事業所の設置【新規】	協議会設置圏域ごとに設置	現状値で目標達成していることから、体制の充実を目指す。	6圏域に15事業所	R7	6圏域に15事業所以上
vi 就労選択支援利用者数【新規】	全国で82,000人以上	市町村計画との整合性を図るため、市町村のサービス見込量の集計値を採用。	16人	R7	350人
vii 就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するための協議会の設置【新規】	各都道府県が設置	国の基本指針における目標を踏まえ、県が設置する。 （既存の会議体の活用を検討）	－	R7	県が設置

主な推進方策

【福祉施設における就労実績の向上】

ア　障がい者雇用に対する事業主への理解促進や障がい者の雇用先の開拓などにより、障がい者の雇用促進を図ります。

イ　農業行政と連携し、農業分野での障がい者就労の拡大・持続を図ります。

【障がい者が就労するための能力・意欲の向上】

ウ　障害福祉サービス事業所における就労訓練を充実させるため、障がい者の就労訓練等を行う専門機関（障害者職業センター等）の利用促進を図ります。

エ　障害者就業・生活支援センターにおいて、就労支援と生活支援を一体的に行い、就職後の職業生活における自立を支援します。

オ　就職後の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活上の問題に関する相談等の支援を行う就労定着支援の活用を促進します。

【就労移行支援事業等利用者の増加】

カ　特別支援学校高等部卒業予定者に対して、就労移行支援事業等の利用促進を図ります。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対して、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられる体制の確保等に係る目標を設定します。

成果目標

成果目標	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
i 重層的な地域支援体制の構築【新規】	児童発達支援センターの4つの中核的な機能（※4）を市町村又は圏域単位で確保	現状値で全圏域で確保されていることから、全市町村に1か所以上確保されることを目指す。	6圏域 10市町村 で確保	R7	40市町村 で確保
ii 障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進 【変更（目標対象に県を追加）】	各都道府県及び各市町村又は圏域で、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	国と同じ目標値とする。	4圏域 6市町村 で整備	R7	県及び各市町村 又は圏域で 整備
iii 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保【継続】	各市町村又は圏域で確保	国と同じ目標値とする。	3圏域 3市町 で確保	R7	各市町村 又は圏域で 確保
iv 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保【継続】	各市町村又は圏域で確保	国と同じ目標値とする。	4圏域 6市町 で確保	R7	各市町村 又は圏域で 確保

成果目標（続き）	国の基本指針における目標（RII）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（RII）
v 医療的ケア児等支援のための協議の場の設置【継続】	各市町村又は圏域で設置	現状値で全圏域で確保されていることから、全市町村に設置されることを目指す。	6圏域 34市町村で確保	R7	40市町村で設置
vi 医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置【継続】	各市町村又は圏域で配置	現状値で全圏域で配置されていることから、全市町村に配置されることを目指す。	6圏域 16市町村で配置	R7	40市町村で配置
vii 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【継続】	各都道府県・各指定都市で設置	国の基本指針における目標を踏まえ、県が設置する。	－	－	県が設置
viii 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保【新規】	各市町村又は圏域で確保	国と同じ目標値とする。	3圏域 9市町村で確保	R7	各市町村又は圏域で確保
ix 強度行動障がいの状態にある児の支援ニーズ等の把握と支援体制の整備【新規】	各都道府県又は必要に応じて指定都市で実施	国の基本指針における目標を踏まえ、県が実施する。	－	－	県が実施

※4 4つの中核的な機能は、（一）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、（二）地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、（三）地域のインクルージョン推進の中核としての機能、（四）地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能のこと。

主な推進方策

【地域支援体制の充実】

ア　障がい児が身近な地域で障がい特性に応じた適切なサービスが受けられよう、障害児通所支援事業所等の整備について、社会福祉施設等施設整備費の助成により支援するとともに、事業所の職員向けに各種研修等を実施するなど人材の育成を図ります。

イ　専門的機能を有する児童発達支援センターを地域におけるインクルージョン推進の中核とし、障がい児の発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援等が適切に提供されるよう、地域支援体制の充実を図ります。

ウ　県内3箇所の青森県発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児やその家族への相談支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所等の職員への研修の実施、関係機関との連絡調整を行うなど、発達障がい児の支援体制の充実を図ります。

【特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備】

エ　重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、医療的ケア児に対応する障害児通所支援事業所等について、障害福祉サービス等報酬改定の周知や社会福祉施設等施設整備費の助成により整備を支援します。

オ　保健、医療、障がい福祉、保育、教育、労働、防災等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援を受けられる体制づくりを推進します。

カ　市町村ごとの医療的ケア児等を支援する関係機関の協議の場の設置について、圏域で設置する場合など、各市町村の意向を踏まえ調整に努めます。

キ　医療的ケア児等に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターを養成し、各市町村における総合的な支援体制の構築を図り、相談窓口や利用できる制度の周知に努めます。

ク　医療的ケア児等に対して、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる専門的な人材の養成・確保を図ります。

ケ　青森県小児在宅支援センター（医療的ケア児支援センター）に医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、保健、医療、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関との連携強化により相談支援体制の充実を図ります。

コ　聴覚障がい児を含む難聴児が、新生児期から適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を強化し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保するとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を推進します。

【障害児入所施設からの円滑な移行】

サ　障害児入所施設に入所している児童が、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、支援に携わる市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体として「協議の場」を設けて移行調整を進めます。

(5) 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実に向けた目標を設定します。

成果目標

成果目標	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
i 地域生活支援拠点等の整備 【目標値の変更】	各市町村で当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とする地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）	圏域単位での共同設置を含めた地域生活支援拠点等の設置を目指す。	3圏域 5市町村で整備 （箇所数5）	R7	6圏域で整備 （箇所数15）
ii 地域生活支援拠点等における拠点コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【継続】	地域生活支援拠点等に拠点コーディネーター及び地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所の担当者を配置	全圏域の地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターの配置を目指す。	2圏域 3箇所に配置	R7	6圏域に配置 （箇所数11）
iii 地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討 【継続】	各箇所で年1回以上	国と同じ目標値とする。	3箇所で実施	R7	各箇所 年1回以上
iv 強度行動障がいの状態にある者の支援ニーズ等の把握と支援体制の整備 【新規】	各市町村又は圏域で実施	市町村調査の結果を採用。	4圏域 4市町村で実施	R7	6圏域 19市町村で実施

主な推進方策

【市町村に対する支援】

ア　各市町村・圏域の拠点等整備に係る現状や課題等を把握し共有するなど、拠点等の整備や機能の充実のために必要な支援を継続的に行います。

イ　拠点等の整備について、圏域で整備する場合など、各市町村の意向を踏まえ調整に努めます。

ウ　社会福祉施設等施設整備費の助成により、拠点等整備に必要なグループホームや短期入所事業所などの整備を支援します。

(6) 相談支援体制の充実・強化

成果目標

成果目標	国の基本指針における目標（RⅠⅠ）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（RⅠⅠ）
ⅰ　基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備とこれらの連携【新規】	全市町村で実施	取組の基礎となる相談支援事業所が所在する20市町村での実施を目指す。	2市町村で実施（※5）	R7	20市町村で実施
ⅱ　基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保【新規】	全基幹相談支援センターにおいて以下の取組を実施 ・主任相談支援専門員の配置 ・人材育成等 ・協議会の運営関与	個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保するため、相談支援事業所が所在する20市町村において、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与することを目指す。	3市町村で実施	R7	20市町村で実施
ⅲ　のぞまないセルフプランの件数【新規】	都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、相談支援体制の充実・強化を図ることで0件	国と同じ目標値とする。	ⅠⅠ0件	R7	0件

※5 R7年度時点の市町村における設置状況
・基幹相談支援センター設置市町村　3市町村（R7年度時点）
・地域生活支援拠点等設置市町村　5市町村（　〃　）　すべてを設置している市町村は2市町村
・協議会設置市町村　　32市町村（　〃　）

主な推進方策

ア　　市町村ごとの基幹相談支援センター等の設置・連携及び個別事例の検討を通じた地域の支援体制の整備に取り組む体制づくりを支援します。

(7) 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

成果目標

成果目標	国の基本指針における目標（RⅠⅠ）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（RⅠⅠ）
ⅰ　相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン（※6）等を活用した研修の実施【新規】	都道府県で実施	国の基本指針における目標を踏まえ、県が実施する。	－	－	県が実施
ⅱ　人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(※7)及び「省力化投資促進プラン－障害福祉－」（※8）を踏まえ、各都道府県においてワンストップ窓口を設置	国の基本指針における目標を踏まえ、県が設置する。	－	－	県が設置
ⅲ　当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】	各都道府県において協議会を設置し、ワンストップ窓口と連携	国の基本指針における目標を踏まえ、県が設置する。	－	－	県が設置

※6 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（H29.3.31付け障発0331第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添）
※7 R7.6.13に閣議決定した、賃上げと投資がけん引する「成長型経済」への移行を目指すための総合経済・成長戦略の改訂版
※8 R7.6.13付けで厚生労働省が策定した、障がい福祉分野における、AI、ロボットの導入やDXを始めとする省力化投資を推進するためのプラン

主な推進方策

ア　　ワンストップ窓口及び協議会の設置・連携により障がい福祉人材の確保・定着、生産性向上を図ります。

(8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

成果目標

成果目標	国の基本指針における目標（RII）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（RII）
i　障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築【継続】	都道府県は以下の取組を実施 ・障害福祉サービス等に係る研修 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析・活用 ・指導監査の適正な実施とその結果の関係市町村との共有	県では既に国の基本指針における目標に掲げる取組を実施していることから、実施体制を維持する。	県が実施	R7	県が実施
ii　障害福祉サービス等情報公表制度（※9）における管内事業所の公表率及び更新率【新規】	各都道府県、政令市又は中核市における公表率及び更新率100%	国の基本指針における目標を踏まえ、県内事業所の公表率及び更新率を100%とすることを目指す。	－	－	県内事業所について100%

※9 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づき都道府県知事等が事業所の報告内容を公表する制度

主な推進方策

【障がい福祉人材の養成の推進】

ア　県指定研修事業者と連携し、相談支援専門員やサービス管理責任者等の専門的人材について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成します。

イ　障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進します。

【指導監査結果の関係市町村との共有】

ウ　県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導を適正に実施するとともに、その結果を関係自治体と共有する体制を構築します。

【障害福祉サービス等の質の向上】

エ　障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表及び更新を推進し、サービスの質の向上を図ります。

Ⅵ 成果目標達成のための活動指標

成果目標を達成するため、本県の課題を踏まえ、令和11年度までの障がい者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス等の種類及び量の見通しを明らかにし、計画的に障害福祉サービスの基盤整備を行う必要があります。

1 指定障害福祉サービス等の見込量

基本的な考え方

各市町村が地域における課題、障がい者のニーズ等の分析・検討を踏まえて見込んだ数値を積み上げたものを基礎として県全体の調整を図り、青森県が必要なサービス利用量として見込むこととしています。

見込量の確保の考え方

障害福祉サービスの提供の確保のため、市町村と十分連携し、県内の全ての地域にサービスが行き届くための事業所の確保、成果目標を達成する上で必要なサービスの確保に留意し、サービスの基盤整備を進めることとします。

各サービス利用量等について

各サービス利用量等は1か月利用分の見込量となっています。

（1） 訪問系サービス ［① 居宅介護事業 ～ ④ 行動援護事業］

令和11年度までの各年度の見込量は、市町村の見込量調査の集計結果を踏まえて記載します。

第8期計画から、訪問系の個々のサービスごとに指標を設定していますが、このうち、重度障害者等包括支援事業については、県内に事業所がないこと、全国的にも普及が進んでいないことから、今後も利用が見込まれないと考えられるため、第8期計画においては指標を設定しないこととします。

① 居宅介護事業

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査
集計中

※1人当たり18時間（1か月の平均的な利用時間）で算定

② 重度訪問介護

（単位：時間）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査
集計中

※1人当たり18時間（1か月の平均的な利用時間）で算定

③ 同行援護

（単位：時間）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査
集計中

※1人当たり18時間（1か月の平均的な利用時間）で算定

④ 行動援護

（単位：時間）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査
集計中

※1人当たり18時間（1か月の平均的な利用時間）で算定

(2) 日中活動系サービス ［⑤ 生活介護事業 ～ ⑮ 短期入所事業（医療型）］

令和11年度までの各年度の見込量は、市町村の見込量調査の集計結果を踏まえて記載します。

⑤ 生活介護事業

（単位：人日）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査
集計中

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑥ 自立訓練事業（機能訓練）

（単位：人日）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査
集計中

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑦ 自立訓練事業（生活訓練）

（単位：人日）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査集計中

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑧ 就労移行支援事業

（単位：人日）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査集計中

※1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑨ 就労継続支援A型事業

（単位：人日）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査集計中

※1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑩ 就労継続支援B型事業

（単位：人日）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査集計中

※1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑪ 就労選択支援事業

（単位：人）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							

市町村調査
集計中

⑫ 就労定着支援事業

（単位：人）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							

市町村調査
集計中

⑬ 療養介護事業

（単位：人）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							

市町村調査
集計中

⑭ 短期入所事業（福祉型）

（単位：人日）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査
集計中

※1人当たり10日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑮ 短期入所事業（医療型）

（単位：人日）

圏域	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)	増加率 (R8→R11)
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査
集計中

※1人当たり10日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(3) 居住系サービス［⑯ 自立生活援助 ～ ⑳ 地域生活支援拠点等］

居住系サービスについては、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行を推進することから、自立生活援助事業及び共同生活援助事業の充実を図るとともに、施設入所支援事業については成果目標のとおり削減を目指します。令和11年度までの各年度の見込量は、市町村の見込量調査の集計結果を踏まえて記載します。

⑯ 自立生活援助事業

（単位：人）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							

市町村調査
集計中

⑰ 共同生活援助事業

（単位：人）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							

市町村調査
集計中

⑱ 施設入所支援事業

（単位：人）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							

市町村調査
集計中

⑲ 施設入所支援：個室化・ユニット化等の取組状況

項目	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
施設入所支援：個室化・ユニット化、日中活動の場と住まいの場の分離等の取組状況（施設数・割合）	－	－	2	1	1	1

⑳ 地域生活支援拠点等

項目	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
地域生活支援拠点等の設置箇所数	6箇所(3圏域)	6箇所(3圏域)	7箇所(4圏域)	9箇所(6圏域)	9箇所(6圏域)	9箇所(6圏域)
地域生活支援拠点等コーディネーターの配置箇所数	4箇所(2圏域)	3箇所(2圏域)	3箇所(2圏域)	4箇所(3圏域)	4箇所(3圏域)	6箇所(6圏域)
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数			市町村調査 集計中			

(4) 相談支援 [㉑ 計画相談支援事業 ～ ㉓ 地域定着支援事業]

相談支援については、今後も障害福祉サービスの利用量が増加していく見込みとなっていること、また、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行の推進に伴い、その充実を図ります。令和11年度までの各年度の見込量は、市町村の見込量調査の集計結果を踏まえて記載します。

㉑ 計画相談支援事業

(単位:人)

圏域	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)	増加率 (R8→R11)
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							

市町村調査 集計中

㉒ 地域移行支援事業

(単位:人)

圏域	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)	増加率 (R8→R11)
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							

市町村調査 集計中

㉓ 地域定着支援事業

（単位：人）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							

市町村調査
集計中

(5) 障害児通所・入所・相談支援 ［㉔ 児童発達支援事業 ～ ㉚ 障害児相談支援事業］

障がい児に対する支援については、身近な地域で支援を受けられることを基本とし、障害児通所支援の充実を図るとともに、サービス利用実績に地域差があることから、格差のない障がい児支援体制を整備する必要があります。

サービス見込量等については、障害児通所支援及び障害児相談支援は市町村の見込量調査の集計結果を踏まえて記載し、障害児入所支援は利用者が横ばい傾向にあるため、令和8年度と同数を見込みます。

㉔ 児童発達支援事業

（単位：人日）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査
集計中

※1人当たり12日（1か月の平均的な利用日数）で算定

㉕ 放課後等デイサービス事業

（単位：人日）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査
集計中

※1人当たり12日（1か月の平均的な利用日数）で算定

㉖ 保育所等訪問支援事業

（単位：人日）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査
集計中

※1人当たり12日（1か月の平均的な利用日数）で算定

㉗ 居宅訪問型児童発達支援事業

（単位：人日）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							
人数置換※							

市町村調査
集計中

※1人当たり6日（1か月の平均的な利用日数）で算定

㉘ 医療型児童入所支援事業

（単位：人）

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
県計	調整中	調整中	44	44	44	44	0.0%

㉙ 福祉型児童入所支援事業

（単位：人）

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
県計	調整中	調整中	54	54	54	54	0.0%

㉚ 障害児相談支援事業

（単位：人）

圏域	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	増加率（R8→R11）
青森							
津軽							
八戸							
西北五							
下北							
上十三							
計							

市町村調査
集計中

㉛ 重度障がい者（強度行動障がい・高次脳機能障がい・医療的ケア）の個別見込み（生活介護・短期入所・共同生活援助）

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
重度障がい者の利用者数	381	404	416	465	479	496

（単位：人）生活介護、短期入所及び共同生活援助の利用者のうち、強度行動障がい、高次脳機能障がい又は医療的ケアに該当する重度障がい者の利用者数について、個別の見込みを設定します（国の基本指針別表第一の三・四（努力義務））。

2 指定障害者支援施設等の必要入所定員総数

(1)指定障害者支援施設の必要入所定員総数

令和11年度末までの指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、施設入所者の地域移行を推進していくこととし、成果目標のとおり令和7年度末の入所者数(2,276人)から97人(4.3%)削減した2,179人とします。

事項	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
必要入所定員総数(人)	2,254	2,221	2,189	2,179

(2)指定障害児入所施設の必要入所定員総数

令和11年度末までの指定障害児入所施設の必要入所定員総数については、障害児入所支援の利用者が医療型及び福祉型ともに横ばい傾向にあるとともに、被虐待児を含む入所が必要となるケースに適切に対応するため、令和8年度と同数とします。

事項		R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
必要入所定員総数(人)	医療型	302	302	302	302
	福祉型	146	146	146	146

3 その他の活動指標

（1）福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援事業の工賃

① 福祉施設から一般就労への移行推進に係る指標

県の雇用・労働施策を担当する部署、青森県労働局などと連携し、多様な就労支援事業により障がい者の一般就労を推進します。

就労支援に関する各取組については、障害福祉サービス事業所における過去の実績を推計の基本として設定した目標値です。

項目	単位	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
障がい者に対する職業訓練の受講者数	人	14	15	16	16	17	18
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	人	119	138	144	151	157	163
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	人	78	106	111	116	121	125
公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	人	68	91	95	99	103	108
就労選択支援の利用者数	人			市町村調査 集計中			

② 就労継続支援B型事業所における目標工賃

県内の就労継続支援B型事業における平均工賃は着実に向上しています。県では事業所を対象とした工賃に係る調査結果に基づき、次のとおり県内事業所の平均工賃の向上を目指します。

項目	単位	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
就労継続支援B型事業所の平均工賃（月額）	円	22,193	23,496	24,858	26,299	27,824	29,437

※目標工賃は、各事業所の見込額の積み上げによるものであり、今後各事業所の経営状況に伴い見直しすることがあります。

(2) 医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、青森県小児在宅支援センターにおいて医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数の見込量を設定します。

また、地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、市町村における関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進するため、配置人数の見込量を設定します。

項目	単位	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	人	5	5	6	6	6	6
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	36	44	49	58	61	72

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者又は発達障がい児が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるよう、発達障がい者支援センターのこれまでの取組の実績や今後の見込を勘案し、見込量を設定します。

また、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保するための見込量を設定します。

項目	単位	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	回	1	1	1	1	1	1
発達障がい者支援センターによる相談件数	件	3,577	2,865	2,800	2,800	2,800	2,800
発達障がい者支援センター等の関係機関への助言件数	件	71	72	72	75	75	75
発達障がい者支援センター等の外部機関・地域住民への研修、啓発件数	件	105	111	111	115	115	115
ペアレントトレーニング等の支援プログラム受講者数[保護者]	人	56	37	37	148	151	155
実施者数[支援者]	人	6	9	9	42	43	45
ペアレントメンターの人数	人	47	49	51	61	64	74
ピアサポートの活動への参加人数	人	22	37	37	223	233	241

(4) 高次脳機能障がい者に対する支援

項目	単位	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
① 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数	箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所
② 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数	回	－	－	1回	年1回	年1回	年1回
③ 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数	人	6	6	6	6	6	6
④ 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数	件	695	905	590	600	600	600
⑤ 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	10	10	11	10	11	10

(5) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

国が推進する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築するため、精神障がい者における地域移行支援事業等の利用者数の見込量を設定します。また、入院中の精神障がい者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込量を設定します。

項目	単位	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
① 精神障がい者における地域移行支援事業の利用者数	人						
② 精神障がい者における地域定着支援事業の利用者数	人						
③ 精神障がい者における共同生活援助事業の利用者数	人						
④ 精神障がい者における自立生活援助事業の利用者数	人						
⑤ 精神病床における自立訓練（生活訓練）事業の利用者数	人						

市町村調査
集計中

項目	単位	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
⑥ 精神病床における退院患者の退院後の行き先							
ア 在宅(独居)	人	44	41	39	37	35	34
イ 在宅(家族と同居)	人	143	117	111	106	101	96
ウ 共同生活援助(グループホーム)	人	28	21	20	19	18	17
エ 障がい福祉施設(グループホーム以外)	人	17	16	15	14	14	13
オ 介護施設	人	63	60	57	54	52	49
カ 他院の精神病床	人	9	10	10	9	9	8
キ 自院の精神病床以外の病床	人	8	8	8	7	7	7
ク 他院の精神病床以外の病床	人	26	42	40	38	36	35
ケ その他施設等	人	2	2	2	2	2	2
コ 死亡	人	42	32	30	30	27	26
サ 計	人	382	349	332	316	301	287

項目	単位	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
⑦ 精神障がい者の短期入所の利用者数	人						
⑧ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 (開催市町村数)	回						
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人						
⑨ 心のサポーター養成研修の実施回数	回						
⑩ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	回						

市町村調査
集計中

(6) 相談支援体制の充実・強化

項目	単位	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
① 都道府県における相談支援体制整備のアドバイザーの配置の有無、研修等の開催回数	回	有 1	有 3	有 2	有 6	有 6	有 6
② 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人						
③ 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合	%						
④ 基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無	有無						
⑤ 協議会の実施回数、専門部会の設置数及び実施回数	回						
⑥ 個別事例の検討を通じて抽出された課題を議題とした数	件						

市町村調査
集計中

(7) 福祉施設の入所者の地域生活への移行（地域移行等意向確認）

項目	単位	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
① 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による、入所者全員への支援の回数	回			市町村調査 集計中			

(8) 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

項目	単位	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
① ワンストップ窓口の支援を利用した事業所数	事業所	0	0	0	0	0	260
② 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合	%			市町村調査 集計中			

(9) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

① 計画的な人材養成の推進

相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成していくため、相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援責任者研修の修了者の見込量を設定します。

また、障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であることから、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込量を設定します。

項目	単位	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
① 相談支援専門員研修の修了者数							
ア 初任者研修	人	57	63	65	65	65	100
イ 現任者研修	人	68	41	100	100	100	100
ウ 主任研修	人	8	16	10	10	10	10
② サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数							
ア 基礎研修	人	220	139	250	250	250	250
イ 実践研修	人	295	128	120	120	120	120
ウ 更新研修	人	202	75	300	300	300	300
③ 意思決定支援ガイドライン等を活用した研修							
ア 実施回数	回	1	0	0	1	1	1
イ 修了者数	人	－	0	0	80	80	80

② 指導監査結果の関係市町村との共有

都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込量を設定します。

項目	単位	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
指導監査結果の関係市町村との共有回数（県。障害福祉サービス事業者等集団指導実施回数）	回	1	1	1	1	1	1

Ⅶ　良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の養成

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害者入所支援、指定障害児通所支援、指定障害児入所支援及び指定障害児相談支援の提供に当たって基本となるのは、良質で健全な事業者とこれに従事する人材です。このため県は、指定障害福祉サービス事業者等の健全化を図るための指導強化を図るとともに、従事する職員や職員を指導する管理者の専門性の向上などの研修の充実により人材養成を総合的に推進します。

Ⅰ　良質なサービス提供体制の整備

(1)　事業者等情報の公表

障害福祉サービス等を提供する事業所が増加する中、新たに障害福祉サービス等を利用する場合は、指定を受けた障害福祉サービス事業者等がどのようなサービスを提供し、どのような運営体制であるかなどの情報を明らかにすることで、利用者にとって事業者選択の幅を広げ、事業者にとってもサービスの向上につながります。

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所等の情報公開制度に基づき、施設・事業所から報告された情報を公表することにより、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

(2)　事故等への対応

指定障害福祉サービス事業者等は、利用者に影響を及ぼす事故や災害について、事故等の未然防止と発生後の対応に係る体制が整備され、事故等が発生した場合には利用者、行政及び関係者に対する説明責任を果たすとともに、再発防止のための措置を講じる必要があります。

このため県では、次のような取組を行います。

① 事故等が発生した場合に迅速に対応できるよう、事業者における事故対応マニュアル等の作成や危機に対応できる体制づくりについて助言・指導等に努めます。

② 事故等が発生した場合には、利用者の安全確保をはじめ適切な対応と再発の防止に向けて指導を徹底します。

(3)　指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価

社会福祉事業の経営者は、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めることが必要です。

このため県では、事業者が第三者評価の積極的な実施に取り組めるよう、制度の活用等について周知を図ります。

(4) 指導監督等の強化

指定障害福祉サービス事業所等における不適切なサービスの提供や障がい者虐待の発生など法令に違反する事案が発生した場合やその疑いがある場合などは、市町村等の関係機関との連携のもと、事業者等に対する指導監督を徹底する必要があります。

このため県では、次のような取組を行います。

① 事業者等に対する実地指導

事業者等の育成支援を目的とした実地指導を行うとともに、不適正な事業運営等を未然に防止するため、集団指導により事業者へ制度改正や運営基準等の周知を図ります。

② 不正又は不適正への対応

給付費に関する不正又は不適正な事業運営が疑われる事業者等に対しては、重点的に指導及び監査を行い、不正等があったと認められた事業者等に対しては、基準を遵守するよう勧告、命令を行うとともに、必要に応じて指定取消処分等の対応を行います。

③ 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応

障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）では、指定障害福祉サービス事業所等における虐待防止の責務が規定されています。各指定障害福祉サービス事業所等においては、虐待防止のための体制整備（研修の実施等）を行い、虐待事案が発生した場合は、

・被害者（家族）への謝罪　・市町村（県）への報告

・職員の厳正なる処分　・事案の公表

を事業者等の責任において適切に行うよう指導し、虐待防止の徹底を図ります。

なお、令和4年度から、障がい者虐待防止の更なる推進等のため、運営基準が見直しされ、以下のとおり事業所における虐待防止措置が義務化されていることから、これらの取組についても、各種研修や指導監査などの機会を通じて事業者に周知し、取組の徹底を指導していきます。

・虐待防止委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底

・従業者に対する虐待防止研修の定期的な実施

・虐待の防止等のための責任者の設置

(5) 障害福祉サービス事業者等の指定

障害福祉サービス等を提供しようとする場合は、事業所が県知事（中核市の場合は当該市長）に申請し指定を受ける必要があります。また、指定後は6年ごとに指定期間の更新をする必要があります。

県は、申請が一定の基準を満たしたものについて指定しますが、第8期計画の達成に支障を及ぼすおそれがある場合は、指定を行わないことがあります。

(6) 相談支援の提供体制の確保

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また各種ニーズに対応する相談支援の提供が重要です。これらの相談支援において障がい者の様々なニーズに対応するためには、個々の障がいの状況把握や生活環境、サービスに対する総合的な知識や経験が重要であり、相談支援従事者の専門性が求められます。

このため県では、次のような取組を行います。

① 障害福祉サービス等の利用に必要な計画相談支援や障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者の地域移行、その後の地域定着に係る各種相談支援の充実を図ります。

② 市町村における自立支援協議会の活性化、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備が進むなど、地域における相談支援体制の構築を促進します。

③ 相談支援専門員の養成を進めるとともに、相談従事者同士のネットワークづくりを促進し、相談支援従事者の資質向上を図ります。

2 障がい福祉人材の確保・定着及び生産性向上

少子高齢化の進展により生産労働人口の減少とともに、医療福祉などの社会保障サービス受給者の増加が見込まれており、将来にわたって障害福祉サービスの内容を維持・向上していくためには、生産性の向上や、障害福祉サービスを担う人材の確保が重要です。

このため、障がい福祉現場におけるロボット技術等の導入支援により、事務負担の軽減を図り、働きやすい職場環境を整備することで、人材の確保・定着を図るとともに、安全・安心な障害福祉サービスの提供を推進します。

3 サービス提供に係る人材の養成及び資質向上

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

このため県では、指定障害福祉サービス等に係る人材を確保し、資質向上を図る研修を計画的に実施します。

① 障がい支援区分認定調査員等研修事業

障がい支援区分認定に係る認定調査（一次判定）を行う調査員及び市町村審査委員会委員のための研修を実施します。認定調査は市町村が実施するため、市町村担当課の新任担当者や相談支援事業者等、調査を実施する者を対象とします。

区分	項目	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
障がい支援区分認定調査員研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	70	58	60	70	70	70
市町村審査会委員研修事業	実施箇所数	-	3	-	3	-	3
	受講者数	-	20	-	20	-	20

※ 市町村審査会委員研修事業は、原則として2年に1回の委員改選期に実施します。

② 相談支援従事者養成研修事業

相談支援事業を円滑に実施するため、市町村の相談支援担当者及び指定相談支援事業所等で相談支援事業に従事する者等を対象とした初任者研修及び現任者研修について、研修事業者の指定により実施します。

また、現任者の資質向上のため、専門コース別研修を実施します。

区分	項目	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
相談支援従事者初任者研修事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	受講者数	352	219	330	330	330	330
相談支援従事者現任研修事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	受講者数	67	50	65	70	70	70
相談支援従事者専門コース別研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	66	54	80	80	80	80

③ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修事業

事業所や施設におけるサービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」等を養成する研修について、研修事業者の指定により実施します。

また、各分野特有の知識・技能を習得するための専門コース別研修を実施します。

区分	項目	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
基礎研修	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	受講者数	245	185	250	250	250	250
実践研修	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	受講者数	127	128	120	120	120	120
更新研修	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	受講者数	234	105	300	300	300	300
専門コース別研修（任意研修）*1	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	66	54	80	80	80	80

*1 相談支援従事者専門コースと同時開催

④ 同行援護従事者養成研修事業

同行援護（視覚障がいのため移動が困難な人に同行する移動時の支援）に従事する事業者の確保を図るため、その従事者を養成する研修について、研修事業者の指定により実施します。

区分	項目	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
一般	実施箇所数	0(*1)	1	2(*2)	1	1	1
	受講者数	0(*1)	18	25	25	25	25
応用	実施箇所数	0(*1)	1	1	1	1	1
	受講者数	0(*1)	9	15	15	15	15

*1 令和6年度は受託・指定事業者がなかったことから、開催されなかった。
*2 全国障害者スポーツ大会の学生ボランティア育成のため、実施箇所数が一時的に増加した。

⑤ 介護職員等医療的ケア研修事業

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、一定の要件の下で、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成する研修を実施します。

区分	項目	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
介護職員等医療的ケア研修事業（不特定多数の者対象）	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	合格者数	177	125	160	160	160	160

⑥ 強度行動障がい支援者養成研修事業

強度行動障がいを有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるための研修について、研修事業者の指定により実施します。

区分	項目	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）事業	実施箇所数	2	3	3	3	3	3
	受講者数	147	125	190	190	190	190
強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）事業	実施箇所数	2	3	3	3	3	3
	受講者数	93	100	120	120	120	120

⑦ 障がい者虐待防止のための職員の資質向上

障がい者虐待の未然防止や発生後の適切な対応のため、通報等の対応を行う市町村職員を対象とした対応力向上の研修、福祉施設における虐待の防止等のため事業所の設置者・管理者及び従事者向けの研修を実施します。

障がい者虐待防止・権利擁護研修事業

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
コース数	3	3	3	3	3	3
受講者数	2.427	2,042	2,500	2,500	2,500	2,500

Ⅷ 地域生活支援事業等

Ⅰ 市町村が実施する地域生活支援事業等

障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業、利用者の状況に応じて柔軟に対応する相談支援、意思疎通支援、移動支援等の事業を市町村の創意工夫により実施します。

各事業内容や利用者負担は、それぞれの市町村ごとに異なります。

（1）理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業。（教室等開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動）

（2）自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業。（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援）

（3）相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事業。（基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業）

（4）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に、成年後見制度の利用を支援する事業。

（5）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援する事業。（法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的な実施のための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援）

（6）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業。

（7）日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、 日常生活の便宜を図る事業。

（8）手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成することにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立を推進する事業。

（9）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行う事業。（個別支援、グループ支援、車両移送）

（10）地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能の充実強化を図る事業。

市町村では、これらの事業のほかに地域の実情に応じて、福祉ホームの運営や、知的障がい者職親委託、日中一時支援などの取組を実施します。

【令和8年度　市町村地域生活支援事業等の取組状況（見込み）】

	事業名		県全体実施数	東青地区					中弘南黒地区								三八地区							西北五地区						上十三地区								むつ下北地区				
				青森市	平内町	今別町	蓬田村	外ヶ浜町	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	八戸市	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村	五所川原市	つがる市	鰺ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	おいらせ町	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村
1	理解促進研修・啓発		12	○					○							○	○						○	○		○	○			○	○						○		○				
2	自発的活動支援		6	○																						○	○			○	○							○				
3	相談支援事業	障害者相談支援事業	39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		基幹相談支援センターの設置	9	○	○				○													○									○							○		○	○	○	
		基幹相談支援センター等機能強化	11	○	○	○	○	○	○																					○	○									○	○	
		住宅入居等支援	4						○								○			○				○																			
4	成年後見制度利用支援		29	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
5	成年後見制度法人後見支援		6	○	○	○											○	○															○										
6	意思疎通支援		30	○	○		○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
7	日常生活用具給付等		40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	奉仕員養成研修		17	○			○		○	○							○							○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○				
9	移動支援		33	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
10	地域活動支援センター機能強化		27	○	○	○		○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○			○		○	○	○	○		○	○	○			
11	任意事業	日常生活支援	35	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
12		社会参加支援	7	○					○		○						○							○	○										○							
13		就業・就労支援	3																○	○												○										
14	特別支援事業		0																																							
15	地域生活支援促進事業		5	○							○						○													○								○				

2 県が実施する地域生活支援事業等

地域生活支援事業における県の役割の一つである専門性の高い相談支援事業については、既に実施している事業については事業の充実を図るほか、今後着手すべき事業については、実態に即して支援に向けた体制の整備を図ります。また、広域的な支援に向けた対応としては、市町村の方針を尊重しつつ、圏域における相談支援体制の整備を推進するためのネットワーク構築を目指します。

(1) 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供、県民への普及啓発、支援のためのネットワーク体制づくりなどを行い、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援をします。

① 発達障がい者支援センター運営事業

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がい者に対する支援を総合的に行う地域の拠点である発達障がい者支援センターでは、本人や家族に対する相談・発達・就労の各支援に加え、県内の発達障がい者支援に携わっている方々への研修及び県民等に対する普及啓発を行います。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施箇所数	3	3	3	3	3	3
利用者数	3,577	2,865	2,800	2,800	2,800	2,800

② 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

記憶障がい・注意障がい・社会的行動障がいなどの高次脳機能障がい等を有する人の自立と社会参加を推進するため、青森県高次脳機能障がい者支援センター（弘前脳卒中・リハビリテーションセンター、メディカルコート八戸西病院）を中心として、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいに対する普及啓発、障がい者の支援手法等に関する研修を行います。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
支援センター数	2	2	2	2	3	3
相談件数	669	905	590	600	600	600

③ 障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の生活を支えるため、障がい児（者）施設が有する機能を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図ります。

本事業では、障がい児（者）施設職員の訪問による療育指導、障がい児（者）施設への来所による専門的な療育相談・指導、障がい児（者）施設職員による障がい児の通う保育所や障がい児通園事業等の職員の療育技術の指導、療育機関に対する支援を行います。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施箇所数	3	3	3	3	3	3
利用者数	840	961	758	758	758	758

（2）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

① 手話通訳者養成研修事業

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
受講者数	21	25	25	25	25	25
年度末現在登録者数	126	129	132	135	138	141

② 要約筆記者養成研修事業

聴覚障がい、聴覚障がい者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等について理解し、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記に必要な知識及び技術を習得した要約筆記者を養成する研修を実施します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
受講者数	23	9	9	9	9	9
年度末現在登録者数	45	44	47	50	53	56

③ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

視覚と聴覚に障がいを併せ持つ盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者への通訳や移動介助の知識・技能を有する者を養成します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
修了者数	6	4	3	3	3	3
年度末現在登録者数	32	32	32	32	32	32

④ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症のある人との意思疎通について、一定の知識と技能を有し、失語症のある人を支援する者である「失語症者向け意思疎通支援者」を養成します。

令和4年度において、令和3年度の受講予定者を含めて実施。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
修了者数	8	11	11	10	10	10
年度末現在登録者数	20	27	30	35	45	55

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止。
※令和6年2月から登録事業開始予定であり、登録者数は令和6年度から計上。

（3）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
利用件数	67	66	70	71	71	71

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、意思疎通及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
利用件数	39	97	119	119	119	119

③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議等に、失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
利用件数	8	16	20	20	20	20

※令和6年度から実施

（4）意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるよう支援します。

意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施件数	0	0	0	0	0	0

※近年実績はないが、都道府県必須事業であり、実施体制を整備するもの。

⑤ 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、音声訓練を行う指導者を養成する研修を実施します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
修了者数	1	2	2	2	2	2

*1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止

（5）広域的な支援事業

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

① 相談支援体制整備事業

相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域で対応困難な事例に係る助言や、広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援等、地域のネットワーク構築に向けた指導、調整を行います。また、各圏域に自立支援協議会を設置し、各圏域レベルの障がい福祉に関する相談支援体制のシステムづくりに関する協議を行います。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
配置人数	3	3	3	3	3	3

③ 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がい児者への支援体制を整備するため、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係者で構成する発達障がい者支援地域協議会を設置し、発達障がい児者への支援体制の充実を図ります。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
開催回数	1	1	1	1	1	1

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援等を推進するため、各圏域において、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置するなどにより、各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制づくり等を行います。

区分	R3（実績）	R4（実績）	R5（見込）	R6（見込）	R7（見込）	R8（見込）
開催回数	7	7	7	7	7	7

（6）サービス・相談支援者、指導者育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービスや相談を行う者やサービス提供者に必要な指導を行う管理者を育成し、サービスや相談支援の質の向上を図ります。

① 障がい支援区分認定調査員等研修事業

※Ⅶ 3①を参照

② 相談支援従事者養成研修事業

※Ⅶ 3②を参照

③ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業

※Ⅶ 3③を参照

④ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ります。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施回数	5	5	5	5	5	5

⑤ 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業

※Ⅷ 2（2）⑤を参照

(7) 日常生活支援

① オストメイト社会適応訓練

オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）に対し、青森県身体障害者福祉協会、日本オストミー協会青森県支部、医療機関、ストマ用装具取扱業者等と連携し、県内各地区においてストマ用装具や社会生活に関する講習を実施します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施箇所数	2	2	2	2	2	2
受講者数	80	80	80	80	80	80

② 音声機能障がい者発声訓練

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、青森県身体障害者福祉協会、青森県喉頭者福祉団体（青森喉友会）と連携し、青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、八戸市立市民病院の3箇所において発声訓練を行います。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施箇所数	3	3	3	3	3	3
利用者数	455	288	300	300	300	300

(8) 社会参加支援

① 手話通訳者設置

聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳者を県障がい福祉課と青森県聴覚障がい者情報センターに配置します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
設置箇所数	2	2	2	2	2	2
設置者数	3	3	3	3	3	3

② 字幕入り映像ライブラリーの提供

字幕や手話を挿入したDVDを製作し、青森県聴覚障がい者情報センターに整備し聴覚障がい者等へ貸し出します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
貸出箇所数	1	1	1	1	1	1
利用者数	106	98	100	100	100	100

③ 点字による即時情報ネットワーク

社会福祉法人日本盲人会連合会が提供する毎日の新しい情報を、青森県視覚障がい者情報センターが受け取り、点字物や音声等により希望者へ提供します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
利用者数	50	50	50	50	50	50

④ 障がい者社会参加推進センターの運営

障がい者の社会参加を推進するため、青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館に県障がい者社会参加推進センターを設置・運営します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
箇所数	1	1	1	1	1	1

⑤ 視覚障がい者歩行訓練事業

視覚障がい者の補装具である「白杖」を使用した障がい者単独の歩行技術を修得させることを目的として、歩行訓練士による歩行訓練（白杖訓練）を実施します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
参加者数	11	5	12	12	12	12

⑥ 奉仕員養成研修

点字図書、録音図書の増冊や普及に協力するとともに、市町村等の依頼により点字による文書の翻訳や作成等へ協力する点訳奉仕員、対面朗読へ協力する音訳奉仕員、聴覚障がい者の日常生活上の初歩的な意思疎通を支援する手話奉仕員の養成研修を行います。

区分	項目	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
点訳奉仕員養成研修	受講者数	2	5	4	4	4	4
音訳奉仕員養成研修	受講者数	5	8	10	10	10	10
手話奉仕員養成研修	受講者数	36	32	32	32	32	32

⑦ スポーツ・レクリエーション教室開催

障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障がい者スポーツの普及を図るため、青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館においてスポーツ・レクリエーション教室を開催します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
参加者数	817	558	700	700	700	700

⑨ 芸術・文化講座開催等事業

障がい者の芸術・文化活動の振興を図るため、障がい者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表や参加の場を設け、情報提供するなどの支援をします。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
利用者数	176	136	200	200	200	200

⑪ サービス提供者情報提供等事業

障がい者が都道府県を移動する場合に、現地のガイドセンター、ねむのき会館等と連携を図り、目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、情報提供や連絡調整等を行います。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施箇所数	1	1	1	1	1	1

⑧ 障がい者スポーツ選手等育成・強化事業

障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツに参加し、活躍できる環境づくりを目指し、競技者の裾野拡大、選手の育成強化及び指導者の確保資質向上等を図るための体験会や練習会、指導者向けの講習会等を開催します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
競技数	14	14	14	14	14	14

⑩ 青森県障がい者芸術文化活動支援センターの運営（※障がい者芸術文化活動普及支援事業）

芸術文化活動を行う障がい者本人やその家族、福祉施設、支援団体等を支援するため、社会福祉法人あーるどを障がい者芸術文化活動支援センターとし、障がい者の芸術文化活動を支援する体制を整備します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
箇所数	1	1	1	1	1	1

（9）地域生活支援促進事業

① 発達障がい支援体制整備事業

発達障がい児（者）に対して、県発達障がい者支援センターを中心として乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ります。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
巡回相談や事例検討会による関係機関への助言回数	80	85	85	85	85	85
スキルアップ研修会参加者数	711	631	650	650	650	650

② 障がい者虐待防止・権利擁護研修事業

※Ⅶ 3⑦を参照

③ 障害者就業・生活支援センター事業

障害者就業・生活支援センターでは、障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活上・社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、身近な地域において必要な指導、助言等を行います。

センターの運営は、労働局と県で分担し、県は生活支援に係る運営を社会福祉法人等に委託します。各センターでは雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連絡会議を組織した上で、障がい者の職業生活を継続する上での多様な問題に対応するための連絡調整等を行っています。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施箇所数	6	6	6	6	6	6
利用者数	2,907	2,992	3,171	3,361	3,562	3,775

⑤ 強度行動障がい支援者養成研修事業

※Ⅶ 3⑥を参照

⑥ 手話講習会開催事業

手話技術を取得していない聴覚障がい者及び健常者を対象に手話に関する講習会を実施します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施回数	51	50	60	60	60	60

④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育、労働、防災等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ります。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
修了者数	－	54	－	50	－	50

※R6から隔年実施

⑦ 意思疎通支援者キャリアパス構築推進事業

意思疎通支援者の人材育成・確保を図るため、手話通訳士、手話奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員を対象とし研修を実施します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
参加者数	110	40	50	50	50	50

⑧ 精神障がい者家族学習交流会・回復者交流会の実施

精神障がい者、回復者、精神障がい者の家族、地域住民等を対象に学習交流会等を開催し、精神障がい者の社会復帰、社会参加の促進を図るとともに、地域における支援体制づくりやボランティアの養成等を促進します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
参加人数	596	458	600	600	600	600

⑨ 障がい者ITサポートセンターの運営

障がい者の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、総合的なサービス提供拠点として、障がい者ITサポートセンターを設置し、関係団体や県内の社会福祉協議会等と連携し、体感ルームの運営や障がい者別講習会を実施します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
利用者数	513	376	400	400	400	400

⑩ パソコンボランティアの養成

障がい者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
養成人数	3	2	2	2	2	2

⑪ 身体障がい者補助犬育成事業

身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を使用することにより、社会参加が見込まれる人に対し、その育成に要する費用を助成します。

区分	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
利用者数	6	6	6	6	6	6

⑫ 地域における読書バリアフリー体制強化事業

障がいの有無にかかわらず全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障がい以外の障がい者にも読む楽しさを提供できる人材の育成及び確保を目指し、障がい特性とそれに合った支援方法を学ぶ研修等を開催します。

区分	R3（実績）	R4（実績）	R5（見込）	R6（見込）	R7（見込）	R8（見込）
参加者数	50	－	50	50	50	50